

第五次稲城市長期総合計画
基本計画(案)

目次

第1編 基本計画 総論.....	1
第1章 基本計画の趣旨.....	3
第2章 計画の期間.....	3
第3章 人口推計	3
第4章 財政推計	4
第2編 基本計画 各論	5
I. 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城.....	6
1. 育ち育てる力の充実.....	6
(1)育ち育てる環境の充実.....	6
(2)育ち育てる相談・支援体制の充実.....	8
(3)青少年の健全育成.....	10
2. 生きぬく力の育成	12
(1)義務教育の内容の充実.....	12
(2)教育環境の充実.....	14
3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興.....	16
(1)生涯学習の推進	16
(2)歴史・文化・芸術の振興	18
II. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	20
1. 健やかな暮らしと医療の充実.....	20
(1)健康づくりの推進.....	20
(2)地域医療体制の充実	22
(3)市立病院の充実.....	24
2. 安心して暮らせる地域福祉.....	26
(1)地域福祉の展開	26
(2)高齢者福祉の充実.....	28
(3)障害者(児)福祉の充実	30
(4)生活の安定と自立への支援の充実	32
3. 公的医療保険と年金制度の推進	34
III. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	36
1. 地域循環共生圏形成の推進	36
(1)環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進	36
(2)循環型社会づくり	38
(3)良好な生活環境の保持・増進.....	40
(4)生物多様性の保全	42
2. 豊かな水と緑のあるまちづくり	44
(1)自然環境の保全と緑の創出.....	44
(2)水と緑・公園の魅力の向上.....	46
3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信.....	48
(1)持続可能な都市農業の振興.....	48
(2)商工業の活性化.....	50
(3)スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	52
(4)賑わいの創出による観光のまちづくりの推進	54

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城.....	56
1. 安心して暮らせるまちづくり.....	56
(1) 計画的で適切な土地利用の推進.....	56
(2) 市街地の整備.....	58
(3) 市街地の再生.....	60
2. 便利で快適な生活環境の整備.....	62
(1) 道路環境の向上.....	62
(2) 交通環境(モビリティ)の向上.....	64
(3) 衛生環境の向上.....	66
(4) 総合的な水害対策の推進.....	68
3. 安全で安心な暮らしを守る対策.....	70
(1) 消防体制の充実.....	70
(2) 救急医療体制の充実.....	72
(3) 地域防災活動の推進.....	74
(4) 防犯活動の推進.....	76
(5) 安全で安心な消費生活の推進.....	78
V. 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城.....	80
1. 互いに尊重し合う意識の醸成.....	80
2. コミュニティの充実と交流の推進.....	82
(1) コミュニティの育成支援.....	82
(2) 都市間交流・多文化交流の推進.....	84
3. 市民が参加するまちづくり.....	86
(1) 市民と行政の情報の共有.....	86
(2) 市民協働の推進.....	88
4. 持続可能な自治体経営.....	90
(1) 健全な行財政運営.....	90
(2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置.....	92
(3) 情報システムを活用した行政サービスの向上.....	94

第1編 基本計画 総論

第1章 基本計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に定めた将来都市像と、その実現に向けた5つのまちづくりの基本目標を踏まえ、施策の目標及び体系を示すものです。

「2030年代の稲城」のあるべき姿を明らかにし、「現状」と比較することで浮かび上がる「課題」に対し、どのような「施策」で解消を図っていくのかをまとめています。施策の中で実施していく「主な事務事業」のほか、「関連する個別計画」も一体的に整理することで、施策の内容を捉えやすい構成としています。

また、施策の「成果指標」を設定し、施策の成果を可視化することで、進捗状況等が市民に分かりやすい形で示しています。

第2章 計画の期間

この基本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。また、計画が時代の変化等に柔軟に対応できるよう、中間時に点検するとともに、必要に応じて見直しを行いません。

第3章 人口推計

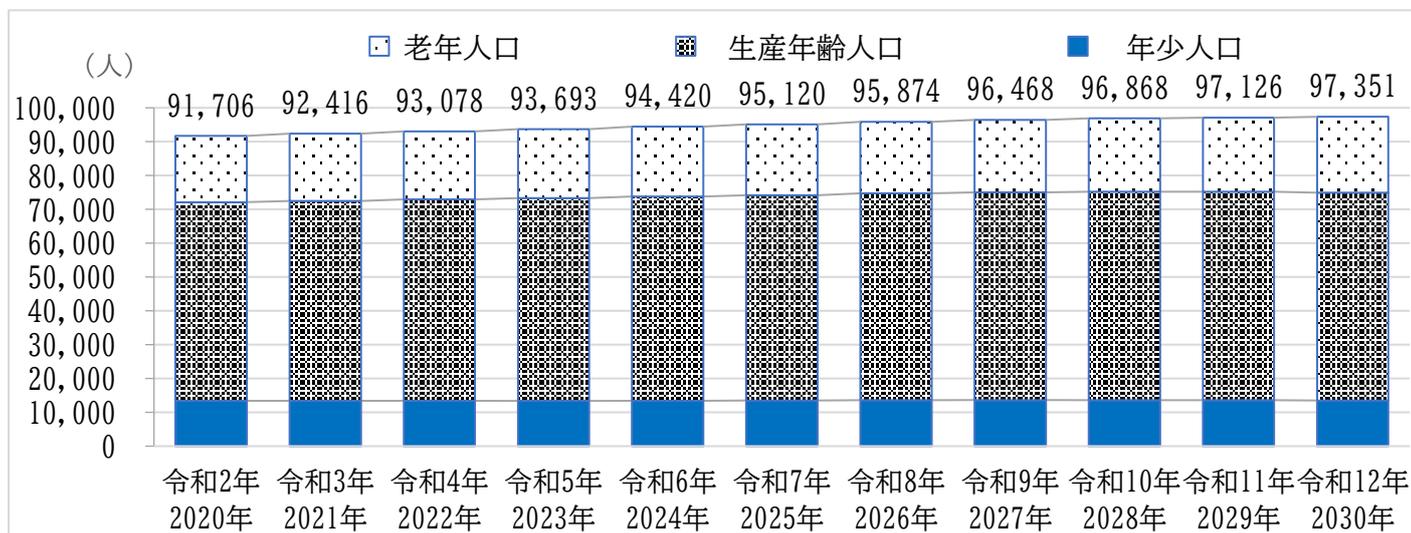
計画期間の人口については、コーホート要因法を用いた推計を基本としています。

近年、南山東部土地区画整理事業や上平尾土地区画整理事業の進展に伴う住宅の供給により、転入人口が大きく増加した地区等については、その部分を切り分けて推計することで、人口推計全体の誤差を低減しています。

また、今後の事業進捗に伴い転入人口の増加が見込まれる南山東部土地区画整理事業や小田良土地区画整理事業の地区等については、住宅供給量等も見込んだ上で将来人口を推計しています。

今後、計画期間中においては、人口増加が続く中で、少子高齢化が緩やかに進行すると見込んでいます。また、多摩ニュータウンの開発により入居が始まった向陽台・長峰・若葉台地区においては、少子高齢化を伴いながら人口減少していくことが見込まれています。

第五次長期総合計画期間 人口推計



令和2年は実数値、令和3年から12年は計画期間の推計値

第4章 財政推計

(1) 歳入歳出の推計について

本計画に係る財政収支は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい景気動向になることを前提に推計しています。

歳入については、景気低迷による市税等の減収が見込まれるものの、国や東京都による補填等については不透明な状況にあるため、財源の確保が厳しい状況が続くことを想定しています。

歳出については、人口増加や高齢化等による経常経費の増加が見込まれるため、経常経費に係る差引収支が不足することも想定されます。財政調整基金の活用により、赤字決算は想定していませんが、災害やさらなる景気下振れ等にも備えていく必要があります。

(2) 投資的事業の考え方

投資的事業については、財源の確保が厳しい中でも、市債の借入れによる事業費の確保が可能ですが、充当率の関係で一定の一般財源は必要であるため、緊急性の高い事業を優先して実施し、かつ、財源確保に向けた取組みを行なっていきます。

土地区画整理事業や下水道事業等の都市計画事業については、目的税である都市計画税の充当が可能ですが、その他の一般財源の充当は困難な状況が見込まれるため、より効果的な整備の推進について検討した上で事業を実施していきます。

第五次長期総合計画期間 財政推計(令和3年度から令和12年度までの合計額)

(単位:千円)

歳入 一般財源ベース		歳出 一般財源ベース	
市税	149,950,587	人件費	49,208,790
地方譲与税	1,614,707	扶助費	38,288,020
利子割交付金	110,042	公債費	20,196,184
配当割交付金	1,163,048	物件費	42,369,576
株式等譲渡所得割交付金	1,010,307	補助費等	22,050,061
法人事業税交付金	756,809	繰出金	20,363,625
地方消費税交付金	19,842,920	維持補修費	1,911,093
ゴルフ場利用税交付金	745,629	経常経費 C	194,387,349
環境性能割交付金	573,782		
地方特例交付金	987,678	差引収支 D=A-C	△ 787,843
地方交付税(普通交付税)	3,662,828		
地方交付税(特別交付税)	1,566,890		
交通安全対策特別交付金	72,702		
国有提供施設交付金	2,437,468		
市町村総合交付金(経常経費充当分)	4,000,000		
臨時財政対策債	5,104,109		
経常経費充当可能財源 A	193,599,506		
都市計画税(公債費充当分を除く。)	10,267,434		
地方債(臨時財政対策債を除く。)	13,000,000		
投資的経費充当可能財源 B	23,267,434		

第2編 基本計画 各論

I. 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実



(1) 育ち育てる環境の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や保育、幼児教育の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取り組みを推進します。

2030年代の稲城

- ① 安心して子どもを育てることができる環境が充実しています。
- ② 子育て家庭への様々な支援が充実しています。

現状

- ① ライフスタイルの変化に伴い、保育所への入所等への希望が増加しています。
- ② 核家族化の進行、就業形態の多様化、地域における人間関係の希薄化等により、子育てに対する不安や負担感を持つ人が増加しています。
- ③ 幼児期からの教育に対する関心が高まっています。
- ④ 保護者の就労状況の変化等により、放課後の児童の居場所について様々なニーズが高まっています。

課題

- ① 待機児童の解消等、保育ニーズが高まっている中で、様々な対応が必要です。
- ② 親子が交流し、仲間づくりをしながら、気軽に子育ての悩みを相談できる事業の充実が必要です。
- ③ 幼児期からの教育に対する関心が高まっている中で、保護者の負担軽減が必要となっています。
- ④ 多様な市民ニーズに対応できる放課後の児童の居場所が必要です。また、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室で、それぞれ居場所に関する事業を行なっていることから、連携して放課後の児童対策に取り組むことも必要です。

施策

(1) 保育ニーズへの取り組み

保育ニーズが高まっている中で、保育の量的拡充、質的向上に努めます。

(2) 子育ての不安感への対応

親子が交流し、仲間づくりをしながら、気軽に子育ての悩みを相談できる場として、あそびの広場事業や利用者支援事業を充実させ、子育ての不安に対応します。

(3) 幼児教育に対する支援

国や東京都の制度に準じて保護者の経済的負担を軽減し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

(4)放課後の児童の健全育成事業への取組み

公立学童クラブ及び公立児童館の民営化を推進し、放課後の児童の居場所への多様なニーズに対応するとともに、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室の連携を図り、効果的な放課後児童対策事業を推進します。

主な事務事業

- ・保育所等運営事業
- ・子ども家庭支援センター運営事業
- ・幼児教育への補助事業
- ・公立児童館及び公立学童クラブの民営化
- ・児童館運営事業
- ・学童クラブ運営事業
- ・中高生の居場所づくり事業
- ・放課後子ども教室事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～ 令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次子ども子育て支援事業計画	令和2年度～ 6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。

I. 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実



(2) 育ち育てる相談・支援体制の充実

妊娠から出産、育児の各段階に応じた、切れ目のない相談・指導・支援により、子育ての不安軽減に努め、子どもが健やかに成長することができるよう支援します。

また、児童虐待を防ぐために、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

2030年代の稲城

- ① 妊娠から出産、育児に至るまで、子育ての不安や経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- ② 行政、地域が一体となって子どもの健やかな成長を支援しています。

現状

- ① 家庭環境の変化と地域のつながりが希薄化している中で、子育てが孤立し、負担感が大きくなっています。
- ② 養育費や教育費等、子育てにかかる費用の家計に占める割合が高まっており、子育て世代の経済的負担が増大しています。
- ③ 児童虐待に関する相談件数が、年々増加する傾向にあります。
- ④ ひとり親家庭より様々な相談があります。

課題

- ① 妊娠期から子育て期における親への支援や、子どもの健やかな成長を支援するためには、子どもと家庭の総合相談のほか、身近な場所における相談体制を含め、地域全体で子育てを支える取組みの充実が必要となっています。
- ② 子育てに対する経済的な負担軽減が必要です。
- ③ 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に向け、切れ目のない支援を充実させる必要があります。
- ④ ひとり親家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態にあることが多く、子育てと仕事の両立等、家庭生活において多くの課題があるため、支援が必要です。

施策

(1) 子育て家庭・乳幼児への切れ目のない支援の充実

妊娠の届出等の機会に得た情報等をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関により、妊娠初期から就学まで切れ目のない支援を担う機能として、子育て世代包括支援センター機能の充実を図ります。

(2) 子育て世代への経済的負担の軽減

子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、国や東京都の制度に準じて、児童手当の支給等を行ないます。

(3) 児童虐待防止対策

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会^{*1}による地域での支援ネットワークを推進します。

(4) ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談機能を充実させ、経済的支援や就労支援等、総合的な支援に取り組みます。

主な事務事業

- ・利用者支援事業
- ・児童手当及び医療費助成等の経済的支援
- ・子ども家庭支援センター運営事業
- ・ひとり親家庭への自立支援事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次子ども子育て支援事業計画	令和2年度～6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。

用語解説

^{*1} 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第25条の2第1項の規定による、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的に関連機関等により構成される協議会。

I. 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実



(3) 青少年の健全育成

青少年が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより生まれ、健全に生活できるよう、人や自然とのふれあいができる機会の充実に努めます。

また、多くの青少年が地域や社会で活躍できるよう、新たな担い手となる青少年リーダーを育て、地域における青少年の健全育成活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 青少年の活動する環境が充実しています。
- ② 地域で青少年リーダーが活躍しています。
- ③ 地域での青少年育成活動が活発になっています。

現状

- ① 子ども達の様々な生活体験、自然体験等ができる機会が減少しています。
- ② 青少年育成団体の構成員が不足しています。
- ③ 核家族化や共働き世帯が増加する中で、家庭環境の変化が地域とのつながりを希薄化させ、地域での青少年育成活動も変化してきています。

課題

- ① 子ども達の生活体験、自然体験ができる機会を確保することが必要です。
- ② 青少年育成団体の新しい担い手の確保が必要です。
- ③ 地域活動を推進させ、関係機関との連携を図ることが必要です。

施策

(1) 青少年の活動環境と施設整備

稲城ふれあいの森を中心に自然体験できる機会を設け、子ども達の生きぬく力を育てていきます。また、稲城ふれあいの森では、安全で利用しやすい、自然環境に配慮した施設整備を推進します。

(2) 青少年リーダーの育成

地域や社会で活躍できる新しい人材を確保するため、青少年のリーダー養成セミナーを充実させます。

(3) 地域活動の推進

地域におけるパトロールや非行防止活動、地域の特性を活かした文化や伝統行事の継承等、青少年の健全な育成活動に対する支援を行ないます。

また、関係機関や地域との連携を推進していきます。

主な事務事業

- ・稲城ふれあいの森事業
- ・青少年指導者養成事業
- ・青少年育成地区委員会関係事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～ 令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次子ども子育て支援事業計画	令和2年度～ 6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。

2. 生きぬく力の育成



(1) 義務教育の内容の充実

子ども達一人ひとりが未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりの担い手としての素地を養うために、家庭や地域と連携し、確かな学力の育成、豊かな心や創造性の涵養及び健康で安全に生活する力の育成を図る教育内容の充実に取り組みます。

2030年代の稲城

① 子ども達に未来を生きぬく力を育む教育活動が行なわれています。

現状

① 小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から、新しい学習指導要領に基づく教育が行なわれています。

課題

① 新しい学習指導要領に基づく教育を一層充実させるために、教育内容や教育計画の改善が必要です。

施策

(1) 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を進め、確かな学力の育成を図ります。また、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育やICT*1を活用した情報活用能力を育成する教育、多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。

(2) 豊かな心や創造性の涵養

家庭や地域と連携し、人権教育や道徳教育等の教育活動を推進するとともに、自然体験や社会体験、文化芸術体験、交流活動等の様々な体験活動を通じて、自分を大切にするとともに他者を思いやる豊かな心や創造性の涵養を図ります。

(3) 健康で安全に生活する力の育成

学校教育全体を通して、食育、健康の保持増進に係る教育、体力向上の取組み、安全教育等を進め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

(4) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD*2)の推進

SDGs*3(持続可能な開発目標)の達成に寄与するESDの取組みを通して、現代社会の課題を見出し、それらを解決するために必要な能力・態度を身に付けることにより、持続可能な社会づくりの担い手としてふさわしい資質や価値観を育みます。

(5) 特別支援教育の推進

教育上特別の支援を必要とする子ども一人ひとりの能力等を最大限に伸ばすとともに、共生社会の実現に向けて、個に応じた指導・支援や就学相談等の一層の充実により、特別支援教育の推進を図ります。

(6)教員研修の充実

新しい学習指導要領の実施に伴い、教員の研修体系の見直しや教育センターの活用等を進め、職層等に応じた研修事業等を充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。

主な事務事業

・SDGsの達成に寄与するESD推進事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～ 6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。

用語説明

- *1 ICT: Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI(人工知能:Artificial Intelligence)やRPA(PCで行なう単純作業の自動化:Robotic Process Automation)、IoT(モノのインターネット:Internet of Things)等。
- *2 ESD:Education for Sustainable Developmentの略。「持続可能な開発のための教育」。エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題等、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習。
- *3 SDGs:Sustainable Development Goalsの略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。

2. 生きぬく力の育成



(2)教育環境の充実

児童・生徒が安全で快適に学ぶ環境を確保するために、義務教育施設や設備の充実を図り、必要に応じて改修や更新を進めます。また、安全安心な学校給食を提供し、給食を通して食に関する理解を深める機会を提供します。

経済的な支援を必要とする児童・生徒の家庭に対しては、適切な援助を行ない、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を充実させます。

2030年代の稲城

- ① 児童・生徒が安全で快適な環境で学校生活を送っています。
- ② 安全安心でおいしく、みんなが喜ぶ学校給食を提供しています。
- ③ 経済的な状況に関わらず、全ての児童・生徒が安心して就学しています。

現状

- ① 施設・設備の老朽化が見られる学校があります。また、児童・生徒数の変動が見込まれる学校があります。
- ② 安全安心な学校給食を提供しています。
- ③ 経済的理由により、児童・生徒の就学に際して支援を必要とする家庭が見られます。

課題

- ① 学校施設・設備の老朽化に応じた適切な維持管理が必要です。また、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増加への対応が必要です。
- ② 食物アレルギーに対応した給食の提供が必要です。
- ③ 児童・生徒の就学に際し、適切な経済的援助を行なう必要があります。

施策

(1)学校施設・設備等の整備

児童・生徒が安全で快適に学習できる教育環境を維持・向上していくため、学校施設・設備を適切に点検し必要な修繕を行なうとともに、計画的に改修や更新を実施します。

また、ICT*¹教育を充実させるための教材等の整備を進めます。

都市基盤整備の進展等による人口増加に伴い、児童・生徒数が増加し普通教室が不足する学校について、校舎の増改築等の必要な対策を講じます。

(2)学校給食の充実

児童・生徒に安全安心でおいしい給食を安定して提供できるよう、衛生管理に留意するとともに、学校給食共同調理場の施設・設備を適切に維持管理します。

地場野菜や旬の食材を積極的に使用した郷土食や季節の行事にちなんだ献立を提供し、学校での食育に活かすとともに、食物アレルギーのある児童・生徒については、安全性を最優先させた食物アレルギー対応食を提供します。

(3) 就学困難な児童・生徒の保護者への援助

経済的な理由により就学が困難となっている児童・生徒であっても、安心して学校生活を送れるよう、その児童・生徒の保護者に対し、その世帯の収入に応じた経済的援助を行ないます。

主な事務事業

- ・学校施設改修事業
- ・学校校舎増築等事業
- ・学校給食共同調理場管理運営事業
- ・就学援助事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。

用語説明

*1 ICT: Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI(人工知能:Artificial Intelligence)やRPA(PCで行なう単純作業の自動化:Robotic Process Automation)、IoT(モノのインターネット:Internet of Things)等。

3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興



(1) 生涯学習の推進

市民の生涯学習を推進するため、地域の情報・活動拠点となる施設を充実させ、自主的な活動の場所や機会を提供します。また、社会状況の変化を踏まえた多様な学習活動を振興するため、環境整備や担い手の育成を充実させ、学習の成果を地域社会で活かすことができるよう支援します。

図書館では、市民の幅広いニーズに応えながら、専門的な視点から、生涯を通じた学習活動の支援等を行なっていきます。そして、子ども達が本に親しみ、読書体験を通じて生きぬく力を育めるよう、読書活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 世代を問わず、市民だれもが学びたいことを身近で学べる環境が整っています。
- ② 生涯学習活動の新たな担い手等が、学習の成果を活かし活躍しています。
- ③ 地域の情報拠点として、図書館には、市民の求める資料・情報があります。
- ④ 市民は、図書館で質の高いサポートを受けながら、課題解決に向けて自ら学習しています。
- ⑤ 子どもと本の出会いの場が提供されています。

現状

- ① 公民館やiプラザでは、市民が自主的な学習やサークル活動を行なっています。
- ② 公民館事業では、主に行政が主体となって事業の企画や運営を行なっています。
- ③ 市民が図書館に求める資料・情報が多様化しています。
- ④ 図書館ではレファレンスサービス*1を提供しているものの、市民が解決したい課題が多様化しています。
- ⑤ 子ども達の読書離れが、社会的な問題となっています。

課題

- ① 市民が生涯学習に幅広く親しめる環境の充実が必要です。
- ② 公民館事業では、市民による新たな担い手が必要です。
- ③ 地域の実情を把握し、市民が必要としている資料を提供する環境が必要です。
- ④ 自ら調べ、自ら考える力を育むためのサポートが必要です。
- ⑤ 子ども達が、本に親しめるような読書環境の充実が必要です。

施策

(1) 学びの提供や支援

市民がいつでも自主的に学び活動できるように、情報・活動の拠点として、学習や活動機会の提供を行なうとともに、自主的なグループ活動や市の生涯学習推進の中心的役割を担ういなぎICカレッジ等を支援します。また、生涯学習活動の輪を広げるため、市民の学習ニーズに対応した講座開設に努めるとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう、施設の改修や適切な管理、サービスの維持に努めます。

(2)生涯学習活動の担い手の育成支援

公民館事業の企画・運営等の担い手や各種リーダーを育成します。また、講座や研修等に参加し、新たに生涯学習活動の担い手になった市民が、地域のリーダーとして広く地域で活躍できるように支援し、共生意識の醸成を図ります。

(3)資料の整備充実

図書館は、地域の情報拠点として、市民ニーズに応えられるよう、地域資料を含む多様な資料の充実を図り、積極的な利活用につなげます。また、オンラインデータベース等の電子資料についても、情報提供機能の充実を進めながら活用を図ります。

(4)市民の学習を支援するサービスの充実

図書館では、幅広いテーマについて課題解決を支援します。また、質の高いレファレンスサービスを充実させ、情報活用の支援に努めます。

(5)子どもの読書活動の推進

次代を担う子ども達が、本と親しみ、豊かな読書体験を積みながら、より豊かに生きぬく力を身に付け成長できるように、ブックスタートや読書通帳の実施等、家庭、地域、学校等関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。

主な事務事業

- ・生涯学習推進事業
- ・子ども読書活動推進に関する事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・公民館や図書館での各種の講座や教室等生涯学習事業について	42.6%	向上	市民意識調査結果。生涯学習事業に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。
第三次稲城市生涯学習推進計画	平成24年度～令和3年度	稲城市の生涯学習の振興に関する計画。
第三次稲城市子ども読書活動推進計画	令和2年度～6年度	子どもの読書活動を支援し推進することを目的として定めた計画。

用語説明

*1 レファレンスサービス：図書館利用者が、学習・研究・調査のために必要な資料・情報等を求めた際に、その情報等の提供や、情報源等の紹介・提供により、効率良く入手できるよう援助する図書館職員によるサービス。

3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興



(2) 歴史・文化・芸術の振興

市民一人ひとりが暮らすまちの歴史や文化を身近なものとして楽しみ、誇りをもって生活することができるまちを目指し、環境を整備します。

また、かけがえのない稲城の歴史を市民に伝承し、貴重な文化財を守り活用を図るとともに、優れた文化・芸術に親しみ、楽しむことができる機会の充実を図ります。

2030年代の稲城

- ① 市内の貴重な歴史や文化財、伝統的な民俗芸能が大切に守られています。
- ② 市民一人ひとりが文化・芸術を日常的に身近なものとして親しみ、自らいきいきと活動する場が広がっています。

現状

- ① 有形・無形の貴重な文化財が多数存在しており、この貴重な文化財を次の世代に着実に引き継ぐため、保護と普及を図っています。
- ② 寄贈や調査により、貴重な文化財が新たに評価されています。
- ③ 文化芸術活動については、価値観の多様化等から市民のニーズが変化する中で、文化芸術に触れる機会の確保に取り組んでいます。

課題

- ① 新たな稲城市指定文化財の指定を行なうとともに、貴重な文化財や地域の歴史に関する資料等の充実を図り、幅広く市民へ情報発信を行なっていく必要があります。
- ② 新たに評価されている貴重な文化財の保存に努める必要があります。
- ③ 活動や発表の機会、文化芸術を鑑賞する場を適切に確保する等、文化芸術活動を支援していく必要があります。

施策

(1) 文化財の保護と普及

講座等の普及活動を通じて、郷土の歴史や文化財に触れる機会を提供し、市民の文化財保護への理解を深めていきます。また、文化財調査を継続して実施し、稲城の歴史と文化財の把握と保護に努め、文化財資料を充実させます。さらに、各地域で伝えられてきた郷土芸能の伝承を図るための事業を実施します。

(2) 郷土資料室と文化財保管の充実

郷土資料室の展示や管理体制の整備・充実に努め、資料の増加に対応した適切な保管に努めます。また、収集した資料は市民に公開し活用していきます。

(3) 文化・芸術の推進

多くの市民が優れた文化・芸術に触れられるよう、文化活動の発表の場の充実を図り、身近に文化・芸術を鑑賞する機会を確保します。また、芸術文化の向上を促進するため、文化・芸術活動団体等に対し支援を行ないます。

主な事務事業

- ・文化財保護事業及び普及事業
- ・市民文化祭・芸術祭等の文化・芸術振興事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
稲城市指定文化財の数	31件	35件	文化財保護の取組みの成果を示す指標。
暮らしやすさについての満足度・市民文化祭や芸術祭等芸術文化事業について	42.7%	向上	市民意識調査結果。芸術文化事業に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。
第三次稲城市生涯学習推進計画	平成24年度～令和3年度	稲城市の生涯学習の振興に関する計画。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実



(1) 健康づくりの推進

生涯を通じて健康の保持・増進ができるよう、市民が健康的な生活習慣を重視し、主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。そのため、予防接種や各種健診、がん検診等を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を行ない、病気の予防・早期発見に向けた取組みを充実させます。

2030年代の稲城

- ① だれもが朝食を食べる、日常的に体を動かす、休養を取るといった健康的な生活習慣を意識し、心身の健康づくりに取り組んでいます。
- ② だれもが病気の予防・早期発見に努め、健康に暮らしています。

現状

- ① 健康的な生活習慣への意識が高い傾向にあります。
- ② 健康診査等の受診率は比較的高い傾向にありますが、がん検診等、個別検診の受診率は低い状況にあります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。

課題

- ① 健康的な生活習慣への意識は高いものの、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすためには、健全な食生活の実現や、さらなる健康づくりへの支援が必要です。
- ② 病気の予防・早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図る必要があります。
- ③ 新しい感染症に対応する必要があります。

施策

(1) 健康的な生活習慣を重視した健康づくりへの支援

生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくためには、若い頃から自分の健康に関心を持ち、生活習慣病を予防することが重要です。市民一人ひとりが食生活、運動習慣、こころの健康等の生活習慣の大切さを認識し、健康的な生活習慣づくりに取り組めるような支援を充実させるとともに、ライフステージに応じた健康づくりを支援していきます。

また、健康プラザを拠点とした、市民の健康づくりを支える環境の充実を図ります。

(2) 生涯を通じた病気の予防の推進

予防接種による感染症の予防や各種健診・検診を推進するとともに、がん検診等の受診率の向上を図り、がんの予防・早期発見につなげること等により、病気の予防に取り組めます。

(3) 新たな感染症への対応

国や東京都と連携を図りながら、新たな感染症の予防・まん延防止に取り組めます。

主な事務事業

- ・乳幼児等健康診査事業
- ・健康づくり推進事業
- ・こころの健康づくり推進事業
- ・健康プラザ運営事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
心身ともに健康と感じている市民の割合	78.2%	向上	市民意識調査結果。 市民が健康であると感じているかを示す指標。
がん検診の受診率	10.5%	50.0%	日本人の死亡要因として高い割合を占めるがんについて、予防・早期発見の取組みの状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第三次稲城市食育推進計画	平成31年度～令和5年度	総合的に食育を推進するための基本的な考え方、方向性及び取組み等を示した計画。
稲城市自殺対策計画	令和2年度～5年度	生きることの包括的な支援により自殺対策を総合的に推進する計画。
稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～	新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示した計画。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実



(2) 地域医療体制の充実

市民が健康的な生活を送ることができるよう、地域医療の充実を図り、身近な医療機関としてかかりつけ医等を持つことを推進します。

また、市立病院をはじめ、地域の医療資源を円滑に活用できるよう、病診連携^{*1}等により、かかりつけ医等を基礎とした地域の医療機関の相互の協力体制を推進します。さらに、保健医療と福祉の連携を図り、市民が必要な医療サービスを身近で受けられる地域医療体制を充実させます。

2030年代の稲城

- ① 身近な地域でだれもが「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」を持っています。
- ② だれもが安心して在宅医療を受けられています。
- ③ 市立病院では、地域における総合的な医療や周産期医療^{*2}等の公的医療機関としての役割を担っています。

現状

- ① かかりつけ医・歯科医・薬局を決めている割合は増加傾向にあり、かかりつけ医等の定着が進んでいます。また、高度な医療が必要な場合にも、身近で医療が受けられるよう、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携が広がってきています。
- ② 保健医療と福祉の関係機関が連携を図り、在宅医療を希望する市民を支援しています。
- ③ 市立病院では、総合的な医療や周産期医療等の医療の提供を行なっています。

課題

- ① かかりつけ医を基礎に、だれもが安心して身近で医療サービスを受けられるよう、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携のさらなる推進が必要です。
- ② 今後の医療ニーズの増加を見据えて、在宅医療の安定的な供給が図られるよう、保健医療と福祉の連携の推進が必要です。
- ③ 診療所では、総合的な医療や周産期医療等への対応が難しいため、公的医療機関である市立病院での対応が必要です。

施策

(1) 地域医療の充実

市民が生涯を通じて健康的な生活を送ることができ、乳幼児から高齢者までだれもが安心して身近で医療サービスを受けられるよう、地域医療の充実を図ります。

また、市民が身近な地域で何でも相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つことを推進するとともに、医師会、歯科医会、薬剤師会との連携のもと、病院と診療所の病診連携等、地域医療機関の相互の協力体制を推進し、地域の医療資源の円滑な活用に努めます。

(2) 保健医療・福祉の連携

保健医療と福祉の連携により、在宅医療を望む市民が、より安心して在宅医療を受けられる体制づくりを推進します。今後の医療ニーズの増加を見据えて、医療資源の確保や最適化を計画的に誘導し、在宅医療の安定的な供給を支えるとともに、切れ目のない医療と介護が提供できるよう、地域医療の充実と保健医療と福祉の連携を推進します。

(3) 公的医療機関としての役割の確保及び充実

総合的な医療や診療所では対応が難しい周産期医療等を、公的医療機関である市立病院が担うことで地域の医療体制の確保及び充実を図ります。

主な事務事業

・休日急病診療事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・病院や診療所等医療サービスについて	60.2%	維持向上	市民意識調査結果。 市内の医療サービスに対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市医療計画	平成28年度～令和7年度	身近な市内で医療が受けられるよう、地域医療の充実を図る計画。
第四次稲城市立病院改革プラン(検討中)	令和3年度～6年度(検討中)	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営を確保する計画。

用語説明

*1 病診連携: 病院と診療所がそれぞれの役割・機能を分担し、連携を図りながら、地域全体で、より効率的、効果的な医療を提供すること。

*2 周産期医療: 妊娠22週から出生後7日未満までの期間を含めた前後の期間における、突発的な緊急事態に備えた産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実



(3) 市立病院の充実

市立病院では、患者の立場に立ち、多様化・高度化する地域の医療需要に対応した、安全で質の高い医療を提供するとともに、予防医療を推進し、市民の健康づくりに貢献します。

また、地域の中核病院*1としての役割を果たしつつ、安定した病院運営を図り、市民に親しまれ信頼される病院を目指します。

2030年代の稲城

- ① 健全な病院経営のもと、信頼とぬくもりのある医療と予防医療を提供しながら、地域の急性期中核病院としての役割を果たしています。
- ② 病院診療体制が充実し、地域の特性に合わせた柔軟な医療を提供しています。

現状

- ① 市民の立場に立ち、安全で質の高い医療の提供を行なうとともに、信頼される予防医療の提供により、地域住民の健康づくりに貢献しています。
- ② 病診連携*2・病病連携*3として、地域の医療機関との医療機能の分担や連携を行なっています。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関と連携しながら、地域の特性に合わせた柔軟な医療提供体制を構築しています。
- ④ 稲城市立病院改革プランに基づき、病院経営の健全化に取り組んでいます。

課題

- ① 感染症を含め、医療に対する需要が増加し、医療ニーズが多様化しているのとともに、健診の受診者は増えていますが、疾病予防や健康維持への取り組みが必要です。
- ② 地域医療連携の強化に向け、地域の医療機関とのさらなる連携が必要です。
- ③ 急性期の医療機能を中心としながら、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関との連携及び地域の特性に合わせた柔軟な医療の提供が必要です。
- ④ 経営状況の改善を図り、自律的な経営を進めながら、安定的かつ持続可能な病院経営を推進する必要があります。また、建設から20年以上経過し、建物及び設備の老朽化への対応が必要です。

施策

(1) 信頼とぬくもりのある医療の提供と予防医療の推進

感染症への対応をはじめ、安全で質の高い医療の提供を行なうとともに、市民ニーズに応え、社会の変化を見据えた診療を行ない、市民参加による病院づくりを進めます。また、健康プラザ等と連携しながら、総合的な予防医療を推進します。

(2) 地域医療連携の拡充

地域の中核病院としての位置付けを継続し、急性期を中心とした中核病院としての役割を果たすとともに、在宅復帰を目的に医師会や地域の医療機関等とも連携しながら、病診連携・

病病連携を推進します。また、地域の医療機関や介護施設等と強固な連携体制を作り、シームレスな医療を提供します。

(3)地域の特性に合わせた柔軟な医療の提供の推進

急性期の医療機能を中心に、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関と連携しながら、地域の特性に合わせた柔軟な医療を提供します。

(4)安定的かつ持続可能な病院運営

地域の中核病院として、その機能と役割を果たすため、稲城市立病院改革プランに基づき、患者へのサービス向上と病院経営の合理的、効率的な運営を図ります。また、建物及び設備の修繕や改修を行ないます。

主な事務事業

- ・地域医療連携事業
- ・稲城市立病院改革プランの策定
- ・疾病予防事業(健診事業)

成果指標

名称	現状	2030年	説明
経常収支比率*4	100.0%	100.0%超	稲城市立病院の経営状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第四次稲城市立病院改革プラン(検討中)	令和3年度～6年度(検討中)	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営の確保する計画。

用語説明

- *1 地域の中核病院:複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院で、市内の診療所や他の病院と連携して、地域医療の拠点としての役割を担う病院のこと。
- *2 病診連携:病院と診療所がそれぞれの役割・機能を分担し、連携を図りながら、地域全体で、より効率的、効果的な医療を提供すること。
- *3 病病連携:病院が機能により分類され、それぞれの機能に合わせて連携を図りながら、地域全体で患者の病状に応じた適切な医療を提供すること。
- *4 経常収支比率:経常収益と経常費用から算出する経営状態の良否を示す指標。100%以上で黒字経営を意味する。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

2. 安心して暮らせる地域福祉



(1) 地域福祉の展開

市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めます。

また、全ての人々が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民が必要な福祉の情報を容易に入手でき、適切な福祉サービスを選択できます。
- ② 地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支え合っています。
- ③ 尊厳が守られ、地域で安心して、その人らしい生活が送れています。

現状

- ① 行政や福祉サービス事業所等による支援は、法制度等により充実してきていますが、複合的な課題を抱え、解決が難しいケースが見受けられます。
- ② 少子高齢化、核家族化や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域のつながりが希薄化し、相互に支え合う機能が弱まっています。
- ③ 多摩南部成年後見センター及び稲城市福祉権利擁護センターを設置し、権利擁護の取り組みを実施しています。

課題

- ① 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談支援と各種福祉サービス情報の提供の充実、地域の関係機関のさらなる連携が必要です。
- ② 公的な福祉サービスだけでなく、地域において市民と行政が協働で課題を解決することや、地域における市民主体による支え合いの仕組みづくりの推進が必要です。
- ③ 認知症や一人暮らし高齢者の増加、また、障害者を支える家族等の高齢化に伴い、成年後見制度利用の必要性が高まってくると想定され、その対応が必要です。

施策

(1) 福祉サービスの情報提供及び相談支援

福祉サービスを必要とする市民が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスに関する総合的でわかりやすい情報提供に努めます。また、福祉や地域における様々な生活課題に対して、適切な対応のできる身近な相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域での支え合い活動の支援・促進

地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉推進の担い手となれるよう、市民意識の啓発に努めるとともに、ボランティア活動へ参加する機会を提供する等、支え合いの地域づくりに努めます。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO等、地域福祉の担い手となる各種団体の交流・連携に基づく協働が図られるよう支援します。

(3) 尊厳と権利の擁護

高齢や障害等により判断能力が不十分になっても、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の利用促進等を通して、本人の尊厳と権利が擁護される取組みを進めます。

主な事務事業

- ・稲城市社会福祉協議会運営費補助事業
- ・成年後見制度等利用者支援事業
- ・権利擁護センター事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
成年後見制度を知っている市民の割合	43.7%	向上	市民意識調査結果。 成年後見制度についての市民の認知度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
稲城市成年後見制度利用促進計画	令和3年度～5年度	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

2. 安心して暮らせる地域福祉



(2) 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気にいきいきと、地域で見守り合い、支え合いながら暮らし、また、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

2030年代の稲城

- ① 最期まで自分らしく、地域で暮らし続けられるための医療や介護の体制が整っています。
- ② 高齢者が元気にいきいきと暮らし、地域の中において大きな役割を果たしています。
- ③ いつまでも安心して暮らし続けられる支え合いが地域に広がっています。
- ④ 要介護高齢者等が、適切な介護サービス等を活用することにより、重度化防止を図りながら、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を送っています。

現状

- ① 要支援・要介護高齢者は増加しており、在宅で介護や医療が必要な高齢者が増加しています。
- ② 社会参加や介護予防に取り組む元気な高齢者は増加しており、さらなる高齢者の活躍が期待されています。
- ③ 見守りや支援が必要な認知症高齢者、高齢単独世帯等が増加しています。
- ④ 要支援・要介護高齢者の増加に伴い、介護給付費、介護保険料が増加し続けています。

課題

- ① 包括的な地域ケアが一体的に提供できる体制が必要です。
- ② 高齢者が、地域において一層活躍するため、継続的に介護予防や交流に参加できる多様な場づくりや意識づくりが必要です。
- ③ 安心して暮らせるための、多様な暮らし方に合った地域での支え合いや見守りが必要です。
- ④ 介護保険制度の持続可能性の確保、適正な運用が必要です。また、介護を担う人材の不足への対応が必要です。

施策

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築していきます。

(2) 社会参加の充実と介護予防の推進

高齢者の介護予防を地域で推進し、自主的な活動や就労意欲に対し支援を行なうことにより、身体機能の維持・改善を図り、社会参加を促進していきます。

(3) 地域での高齢者の見守り体制の推進、支え合いの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症高齢者を含

めた高齢者の見守り・支え合いの活動を充実させるため、地域包括支援センター、自治会等の地域住民や活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、NPO等、様々な担い手が一体となって、お互いの自立生活を支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の円滑な運営を進めるため、介護保険事業計画に基づき、低所得者への配慮を実施するとともに、重点化・効率化を進めます。また、日常生活圏域ごとの地域ケア体制の充実を進めるとともに、介護人材の育成や支援に努めます。

主な事務事業

- ・地域支援事業
- ・みどりクラブ等関係事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
介護支援ボランティア* ¹ ポイント獲得者数(高齢者人口千人あたり)	18.5人	向上	高齢者の介護予防に資するボランティア活動の参加状況を示す指標。
認知症サポーター* ² 養成人数(人口千人あたり)	36.6人	向上	認知症の理解及び高齢者を地域で見守る体制の充実度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
稲城市介護保険事業計画(第8期)	令和3年度～5年度	介護保険法第117条に規定する保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保する計画、地域包括ケア計画。

用語説明

*¹ 介護支援ボランティア: 介護支援を目的に、元気な高齢者が身近な地域で行なう活動の中で、介護施設等でボランティア活動を行なうボランティア制度。

*² 認知症サポーター: 認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるか等について学ぶ認知症サポーター養成講座を修了した人であり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する役割を持つ。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

2. 安心して暮らせる地域福祉



(3) 障害者(児)福祉の充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実を図ることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

2030年代の稲城

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ② 子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を受けて、健やかに成長しています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加が進み、自分らしく地域で活動し、活躍しています。
- ④ 障害のある人もない人も、互いに理解し合い、支え合う社会となっています。

現状

- ① 障害のある人は年々増えており、障害特性に応じた相談支援や、身近な地域で障害福祉サービスの利用を希望する人が増えています。
- ② 子どもの発達障害に関する相談や医療的ケア等、様々な障害のある子どもの相談や障害児サービスの利用が増えています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加への支援、活動の場の提供に対する要望があります。
- ④ 障害により差別された経験のある人がいます。また、障害者虐待の相談・通報が寄せられています。

課題

- ① 障害の状況や新たなニーズに対応するため、さらなる障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。
- ② 子どもの発達段階に応じた支援体制の充実や、さらなる保健・医療・教育等の関係機関との連携が必要です。
- ③ 就労の継続や定着への支援、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備が必要です。
- ④ 差別解消と障害者理解の促進、権利擁護への取組みを進めていくことが必要です。

施策

(1) 自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害の状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた相談支援の提供に努めます。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 健やかな育ちに合わせた支援の充実

乳幼児期や学齢期等、早い段階から子どもの発達に関して適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図り、家族への支援や周囲の理解促進を図るとともに、関係機関との連携により、子どもの発達の段階に応じた切れ目のない支援の充実に努めます。

(3) だれもが活躍する地域づくり

だれもが活躍する地域の実現を目指し、障害者の就労や社会参加への支援を図ります。だれもが自由に参画し、多様な生き方を選択できる地域づくりを推進するために、障害者の活動や団体への支援を図るとともに、障害のある人の社会参加を妨げる社会的障壁をなくしていくための取組みを推進します。

(4) 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う共生社会を実現していくために、障害への理解についての普及・啓発や障害者への虐待防止、権利擁護等の意識を高めていきます。より多くの人々が障害のある人とふれあう機会やともに過ごせる場を作ることで、お互いを認め合う社会づくりを推進します。

主な事務事業

- ・自立支援給付等事業
- ・地域生活支援事業
- ・発達支援センター事業
- ・障害児支援事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
障害者にとって暮らしやすいまちであると感じている市民の割合	47.7%	向上	市民意識調査結果。障害者の暮らしやすさを示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画	令和3年度～5年度	障害福祉サービスの利用量を見込むとともに、国の基本指針に沿って市の考え方を示す計画。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

2. 安心して暮らせる地域福祉



(4) 生活の安定と自立への支援の充実

生活困窮者に対して早期に相談に応じ、関係機関等と連携して、個々の状況に応じた包括的な自立支援に取り組みます。

また、要保護世帯に対しては、生活保護を適正に実施します。

2030年代の稲城

- ① だれもが、生活困窮について身近な地域で相談を受けられています。
- ② 生活に困窮している市民が支援を受けて自立を目指しています。

現状

- ① 複合的で複雑化した課題を抱える等、相談・支援に結び付きにくい市民がいます。
- ② 自立に向けた身近な地域での包括的な支援が求められています。

課題

- ① 複合的で複雑化した課題を抱える市民等へ早期の適切な相談支援が必要です。
- ② 個々の生活困窮に応じた包括的な自立支援(セーフティネット)が必要です。

施策

(1) 生活困窮者等に対する相談支援

個々の複雑で多様な相談に対応するため、面接相談員及び相談支援員が、幅広い情報を収集し、状況に応じた適切な情報を提供する等、生活の安定と自立を図るための相談支援を行ないます。

(2) 生活困窮者等に対する自立に向けた包括的な支援

最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者等の自立を支援するため、状況に応じた自立相談や就労支援等、早期に包括的な支援を地域の関係機関、民間団体等と連携して実施します。

(3) 生活保護の適正な実施

市民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、あわせて自立を支援するため、生活保護を適正に実施します。

主な事務事業

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・被保護者自立促進事業
- ・生活保護事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～ 令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。

Ⅱ. 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

3. 公的医療保険と年金制度の推進



だれもが必要とする医療サービス等の制度を持続可能とするために、受益と負担の公平性を確保しながら、健全で安定した公的医療保険等の社会保険制度を適正に運用します。

2030年代の稲城

- ① 国民健康保険制度については、財政基盤の安定化が図られ、持続可能な医療保険制度となっています。
- ② 後期高齢者医療制度については、だれもが健康の保持・増進により、健康寿命の延伸が図られています。
- ③ 国民年金制度の周知が図られ、きめ細やかな窓口相談により、被保険者の理解が得られています。

現状

- ① 国民健康保険制度は、東京都も保険者となり、東京都国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、安定的な事業運営に努めています。
- ② 後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健康寿命の延伸につながるよう保健事業に取り組んでいます。
- ③ 国民年金制度は、日本年金機構と連携を図りながら、年金相談を実施しています。

課題

- ① 持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度の財政基盤の安定化を図る必要があります。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する前から、健康寿命の延伸と医療費適正化に向け、保有するデータの活用を図りながら、保健事業を進める必要があります。
- ③ さらなる日本年金機構との連携強化を図り、社会保険制度の周知に努める必要があります。

施策

(1) 国民健康保険制度の安定運営

① 財政運営の健全化

安定した財政運営が可能となるよう、受益と負担の均衡を図りながら、国や東京都の補助金等の確保に努め、健全な財政運営に努めます。

② 医療費の適正化

被保険者が安心して医療を受けられるよう、健康の保持・増進を図り、健康寿命の延伸と合わせて医療費の伸びを抑制します。また、生活習慣病予防のため特定健診*¹等の受診率向上に努め、さらに、重症化を予防するため糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していきます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度において、保険給付や保険料賦課等の運営を担う、東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、市が担う保険料の徴収や保健事業に適正に取り組み、

きめ細やかな窓口対応に努めます。また、介護予防事業と連携を図ります。

(3)国民年金制度の普及・啓発

日本年金機構と連携を図りながら、国民年金制度の普及・啓発活動を進めるとともに、きめ細やかな年金相談等を通じ、制度の周知に努めます。

主な事務事業

- ・国民健康保険特定健康診査等事業
- ・後期高齢者医療制度の保健事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
特定健診の受診率	53.9%	60.0%	国民健康保険加入者の健診受診率。 医療費の適正化につながる生活習慣病予防対策の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第3期稲城市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度	高齢者の医療の確保に関する法律第19条に規定する特定健康診査等の実施に関する計画。
第2期稲城市国民健康保険保健事業実施計画Ⅱ(データヘルス計画)(検討中)	令和3年度～5年度(検討中)	健康・医療情報を活用した、効果的・効率的な保健事業の実施に関する計画。

用語説明

*1 特定健診(特定健康診査):40歳から74歳までの公的医療保険加入者が対象となる健康診査で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防に主眼が置かれている。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏*¹形成の推進

(1) 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



温室効果ガスの発生抑制、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用といった地球環境に与える負荷を減少させる緩和策を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進することで、持続可能な社会の構築に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民生活の中に、環境負荷の低減に配慮した行動が自然と取り入れられています。
- ② 関連するあらゆる施策において、地球温暖化の緩和策や適応策の考え方が取り入れられています。

現状

- ① 温室効果ガスの排出量は、人口や世帯数、事業所の床面積の拡大に伴い、増加傾向にあります。
- ② 東京都の気温は長期的に上昇しており、平均気温では100年あたり2.4℃上昇し、近年、気候変動による影響が顕在化してきています。

課題

- ① 家庭・事業所等が環境に関する意識を一層高められるよう、それぞれの活動に合わせた、環境にやさしい多様なメニューや情報の提供が必要です。
- ② 気候変動に適応するための施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

施策

(1) 環境負荷の低減に関する情報提供と意識啓発

環境負荷の低減について市民の関心や意識を高めるため、環境白書や広報いなぎ・市ホームページ等を通じて、環境負荷の低減に関する情報の提供に努めるとともに、市民の環境活動を支援し、地域での行動を促す意識啓発に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が協働し、関係機関とのネットワークのさらなる構築や強化に努め、各計画に基づき、低炭素化の推進と気候に対する強靱性の向上、さらに気候変動に適応するための対策について検討していきます。

主な事務事業

- ・(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定
- ・環境管理事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
市民一人から1年間に排出される温室効果ガスの量	3.81トン	2.57トン	環境負荷の低減を意識した市民の環境活動の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

用語説明

- *1 地域循環共生圏:地域ごとの特性を生かして、社会・経済・環境の課題を統合的に向上させるシステムとして国の第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において提唱された構想。環境施策の分野では、官民協働の環境活動や資源・エネルギーの循環、自然との共生、快適な都市空間の実現等を目指す考え方。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進

(2) 循環型社会づくり



限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生回避(ごみになるものを断る:Refuse)、排出抑制(ごみの減量化:Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)を基本に、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政との協働(Cooperation)により、資源循環型社会の形成に努めます。

2030年代の稲城

① 市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政が4R+1^{*1}の意識を持ち、協働しながら日常生活において環境配慮の内包化に取り組んでいます。

現状

- ① 一人1日あたりのごみの量は減少していますが、人口や世帯数の増加に伴いごみの総量は増加傾向にあります。
- ② 市内で回収したごみは、クリーンセンター多摩川で中間処理を行ない、焼却灰については、東京たま広域資源循環組合において全てエコセメントにすることでゼロエミッションを達成しています。また、限りある資源を有効に活用するため、クリーンセンター多摩川では、ごみの中間処理にて発生した焼却熱を利用するとともに、東京たま広域資源循環組合が製造したエコセメントについては、公共工事等でも活用しています。

課題

①市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政が、4R+1の意識とSDGs^{*2}(持続可能な開発目標)の達成に向けた各種取組みを一層推進していくことが必要です。

施策

(1) 4R+1の推進

市全体で、4R+1をさらに推進するため、適正なごみの収集や資源物の分別収集、資源ごみ集団回収等に協働して取り組みます。

(2) 廃棄物の適正な分別排出と処理の推進

全世帯・事業所に配布しているごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別ツール、広報いなぎ、市ホームページを通じて、ごみの出し方や分別方法等について周知を図ります。

(3) 余熱利用

クリーンセンター多摩川のごみ焼却余熱による高温水について、市立病院、健康プラザの冷暖房等のエネルギー源としての利用を継続していきます。

主な事務事業

- ・(仮称)第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定
- ・食品ロス対策等の周知、啓発事業
- ・余熱利用高温水導管設備の適正な維持管理
- ・廃棄物減量等推進事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
市民一人が1日に出す可燃・不燃ごみの量	441g	433g	ごみの減量化に向けた市民の取組み状況を示す指標。
資源化率 ^{*3}	30.9%	31.7%	市民の4R+1とSDGs達成に向けた取組み状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画	平成26年度～令和5年度	稲城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にした計画。

用語説明

*1 4R+1: 限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、発生回避(Refuse:リフューズ:ごみになるものを断る)、排出抑制(Reduce:リデュース:ごみの減量化)、再使用(Reuse:リユース:くり返し使う)、再資源化(Recycle:リサイクル:資源物は分別して出す)の4Rを基本とし、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政が協働(Cooperation:コオペレーション:協働する)して資源循環型社会を形成すること。

*2 SDGs:Sustainable Development Goalsの略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。

*3 資源化率:市が収集した資源物の量と集団回収した資源物の量に、中間処理施設で資源化された資源物の量を加えて、市民が出すごみの総排出量で除した割合のこと。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進



(3) 良好な生活環境の保持・増進

有害物による水質・土壌・大気汚染等を防止することを通じて豊かな自然環境を守るとともに、身近な生活環境を良好に維持し、将来世代にわたっての環境美化等、地域の中で、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けて様々な取組みを推進します。

2030年代の稲城

- ① 水質・大気・騒音・振動等の環境状況は、概ね良好となっています。
- ② 市民主体の美化活動が継続的に実施され、美しいまちが維持されています。
- ③ 受動喫煙やたばこのポイ捨てがなくなり、安全で快適な生活環境が確保されています。

現状

- ① 人口・世帯数の増加や都市化の進展、住宅と農地の混在等に伴い、水質や大気環境、騒音や振動等、日常生活や事業活動から生じる都市型・生活型の環境問題があります。
- ② 環境美化市民運動やまちをきれいにする実践行動等の清掃活動により、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ては、減少傾向にありますが、無くなっていない状況です。
- ③ 路上喫煙の制限に関する啓発活動により、喫煙禁止区域内での喫煙行為やたばこのポイ捨ては、減少傾向にありますが、無くなっていない状況です。

課題

- ① 市民・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、お互いを理解し合い、協力して、まちの成熟化にふさわしい生活環境の保全に向けた取組みを進める必要があります。
- ② 環境美化に取り組む市民等の輪を一層広げ、清潔で美しく快適なまちづくりを進める必要があります。
- ③ 路上喫煙の制限に関する周知・啓発により、安全で快適な生活環境を確保する必要があります。

施策

(1) 都市型公害への対策

公害の状況を把握して環境を保全するため、水質や大気等の環境測定を定期的を実施し、経年変化を確認するとともに情報を公開していきます。また、市民の健康で安全な暮らしを確保するため、公害発生源への立ち入り調査・指導・啓発を行なうとともに、東京都や関係機関と連携し対応します。

日常生活に密着した騒音・振動・悪臭等の近隣公害については、原因者への指導や近隣相互の生活を尊重し合うルールやマナーの周知等を図り、適正化を進めます。

(2) 環境美化の推進

環境美化市民運動やまちをきれいにする市民条例に基づく実践行動等の清掃活動を支援し、ごみのポイ捨てを防ぐための啓発を行ない、まちの成熟化にふさわしい生活環境の確保・維持、環境美化を促進させます。また、犯罪や火災の発生、不法投棄等を防止するため、空き

地等の所有者や管理者に適切な管理を指導します。

(3) 路上喫煙の制限

路上喫煙の制限に関する条例に基づき、条例の普及・啓発に努め、あわせて違反者への指導等を実施します。また、市民、事業者、喫煙者はそれぞれの責務を果たすことにより、安全で快適な生活環境を確保します。

主な事務事業

- ・(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定
- ・公害対策事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・不法投棄やポイ捨て防止等環境美化対策について	47.6%	50%	市民意識調査結果。環境美化対策に対する市民の満足度を示す指標。
環境美化市民運動等参加人数	8,613人*	10,000人	市民の環境美化意識を測る指標。

*平成31年、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で市民運動等が中止となっているため、平成30年の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進



(4) 生物多様性の保全

市内に生息する生物の多様性を持続的に守り、多様な生態系サービス*1を将来にわたって享受できる自然との共生社会を推進するため、地域における生物多様性の保全に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民主体による生物多様性保全活動が市内の様々なフィールドで展開されています。
- ② 生物多様性が多いの市民にとって当たり前となっており、日常の生活、考え方、行動の中に生物多様性に対する思いやりを持って暮らしています。

現状

- ① 生物多様性の普及啓発や保全活動のために必要な人材育成のプロセス確立には至っていません。
- ② 人の手によって持ち込まれた外来種による、地域の野生動植物への影響が懸念されています。

課題

- ① 市民主体の生物多様性保全活動を持続可能なものとするため、他事業と連携することで、運営費や人材の確保に取り組んでいく必要があります。
- ② 外来種問題や気候変動が生態系に与える影響等、今後想定される新たな課題に対する取組みも必要です。

施策

(1) 生物多様性の保全に向けた取組みの推進

外来種防除といった保全活動やエコツアーリズム等の観光事業との連携を含め、多くの市民に関心を持ってもらう取組みを通じて、生物多様性の保全活動を推進します。

(2) 生物多様性に関する情報提供と意識啓発

生物多様性に関する市民の関心や意識を高めるため、環境白書や広報いなぎ・市ホームページ等を通じて市民への情報提供に努めます。

また、市内の全ての公立小中学校においてSDGs*2(持続可能な開発目標)に根差したESD*3を通じた環境学習を推進します。

主な事務事業

- ・(仮称)第二次生物多様性いなぎ戦略の策定
- ・環境管理事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
生物多様性いなぎ戦略	平成27年度～令和6年度	生きものの多面性を将来にわたって持続的に守り、活かしていくための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

用語説明

- *¹生態系サービス:生物多様性により支えられる、数多くの種類の生きものが「食べる・食べられる」等の関係でつながり合い、「生命(いのち)のシステム」で互いに支え合うための自然の恵み(土や水、大気、太陽光等)のこと。
- *² SDGs:Sustainable Development Goalsの略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。
- *³ ESD:(Education for Sustainable Development)の略。「持続可能な開発のための教育」。エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題等、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

2. 豊かな水と緑のあるまちづくり



(1) 自然環境の保全と緑の創出

稲城市の魅力である豊富な緑を継承していくとともに、水と緑の空間を創造し、市民共有の財産として豊かに育てていくため、景観的にも重要な樹林地や農地等、身近な緑地の保全を図ります。

あわせて、公共施設等の緑化を推進し、市街地に新たな緑を創出していきます。

2030年代の稲城

- ① 保全された良好な緑が広がっています。
- ② 公園や緑地が計画的に整備され、緑が創出されています。

現状

- ① 稲城市には、骨格的な緑を形成する「緑の環」*1があり、豊かな自然が広がっています。
- ② 稲城市は、豊かな自然環境に恵まれています。市街化が進んでいます。

課題

- ① 豊かな自然を次世代に継承するため、適切に保全する必要があります。
- ② まちの成熟化にふさわしい豊かな自然を確保していくことが必要です。

施策

(1) 緑の保全

緑地の保全については、緑化推進基金*2等の活用も視野に入れ、自然環境保全地域*3の指定・拡充を進めるとともに、樹林地管理ボランティアの育成・支援に努め、適切に活用・維持管理します。また、市内を流れる水辺の空間についても適切な緑の維持管理に努めます。

小田良谷戸公園、清水谷戸緑地については、緑の保全を図るため、事業主である東京都に対して整備の促進を要請していきます。さらに、多摩サービス補助施設についても、広域的な自然公園とするための早期返還と、自然散策等の当面の共同使用の促進を引き続き関係機関に要請していきます。市民の身近な緑地空間としての役割を果たす都市農地については、環境保全、景観、防災等の機能も有しており、生産緑地*4の追加指定等に努め、保全を図ります。

(2) 緑化の推進・創出

市民が生活の中で緑を身近に感じられるように、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例に基づき、公共施設等の緑化や保存樹木の指定、緑化指導による民間施設の緑化に取り組んでいきます。

南山東部土地区画整理事業をはじめとする土地区画整理地内についても、事業の進捗に合わせて、公園・緑地を計画的に整備し、新たな緑を創出していきます。

主な事務事業

- ・緑の基本計画の改定
- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・緑化推進基金等の活用
- ・生産緑地の追加・保全

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・自然の豊かさについて	87.7%	維持向上	市民意識調査結果。自然の豊かさに対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
緑の基本計画	平成24年度～令和3年度	緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画。
生物多様性いなぎ戦略	平成27年度～令和6年度	生きものの多面性を将来にわたって持続的に守り、活かしていくための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

用語解説

- *1 緑の環:既成市街地から見える多摩丘陵の斜面緑地と、谷戸沿いの樹林地、多摩川から構成されている連続した緑で、稲城市の豊かな緑の骨格となっている。
- *2 緑化推進基金:緑化の推進を目的として積み立てられている基金。
- *3 自然環境保全地域:自然環境の保護と緑の回復を図るため、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例により指定された地域。
- *4 生産緑地:都市計画上、永続的に農地等を保全し、良好な住環境の形成に資するため、生産緑地法に基づき管轄自治体が生産緑地として指定する制度。固定資産税等の課税が低く抑えられるが、農地等として管理する営農義務や開発行為の制限が生じる。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

2. 豊かな水と緑のあるまちづくり



(2) 水と緑・公園の魅力の向上

市民との協働により公園の整備、維持管理を行ない、だれもが集える魅力ある公園づくりに努めます。

また、市内に広がる水と緑のネットワークを活かす情報の発信を充実させ、市民が憩い、楽しめる場の提供に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民の声を取り入れた公園が整備され、市民との協働により維持管理されています。
- ② 公園や水辺で、多くのイベントが開催され、市民にとって親しみのある場所となっています。

現状

- ① 計画的に公園緑地を整備し、アダプト制度*¹により維持管理に市民が関わっています。
- ② 公園や水辺のイベントでの利用が徐々に広がっています。

課題

- ① 土地区画整理事業等の進捗に合わせて、市民の声を聞きながら公園を整備し、市民との協働による維持管理を推進していく必要があります。
- ② 公園や田園風景、水辺等、魅力ある場所をより多くの人を楽しめるよう、快適な利用環境を整え、情報発信をしていく必要があります。

施策

(1) 魅力ある公園づくり

土地区画整理事業等の進捗に合わせて公園整備を進めます。整備にあたっては、市民の意見を取り入れ、子どもから高齢者までだれもが集える魅力ある公園としていきます。

維持管理にあたっては、市民ニーズの変化に対応した遊具設置や、安全への配慮、バリアフリーへの対応等を考慮した改良を行ないます。また、アダプト制度等の市民協働による活動を推進していきます。

(2) 水と緑のネットワークの活用

丘陵部の緑地、多摩川・三沢川・大丸用水沿いの親水緑道や公園緑地、公共施設、歴史的な資源を活かした、生態系に配慮した環境づくり及び親水性も考慮したネットワークづくりに努め、快適な利用環境を提供していきます。また、これらについて情報の発信を充実させ、各種多彩なイベント等による利活用を促進していきます。

主な事務事業

・公園整備事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・公園・緑地の整備状況について	77.6%	向上	市民意識調査結果。公園・緑地整備状況に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
緑の基本計画	平成24年度～令和3年度	緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画。

用語解説

*1 アダプト制度：市が管理する道路・水路・公園・緑地等の公共施設を、市民が自発的に緑化・美化・清掃活動等を行ない、市と協働で管理する制度。

3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信



(1) 持続可能な都市農業の振興

都市化の進展による農地の減少や後継者不足、周辺環境の変化等、稲城市における農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある中、農産物を供給するだけでなく、環境の保全や防災、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場の提供といった様々なふれあい等、都市農業の持つ多面的な機能が発揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用に努め、他産業との連携も通じて、持続可能で活力ある都市農業の振興を図ります。

2030年代の稲城

- ① 農業を継続しやすい環境の整備が図られ、他産業との連携等を通じて、活力や魅力のある農業経営に取り組んでいます。
- ② 農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、環境と調和した持続可能性の高い農業が展開されています。
- ③ 地産地消の推進や市民農園等の農とふれあう機会を通じ、市民の農業に対する理解が深まっています。

現状

- ① 農地の保全につながる取組みや農業経営の支援をしていますが、農業者の高齢化等により、農業の担い手が不足している状況です。
- ② 農業者、農業関係団体等の協力のもと、周辺環境への配慮の取組みは行なわれていますが、猛暑等の気候変動に伴う環境変化への対策は必ずしも十分ではありません。
- ③ 市民農園の需要は高く、地場産農産物の直売や学校給食への供給、農業者との市民交流事業も好評です。

課題

- ① 営農を継続できる環境を整備するとともに、新技術の導入や他産業との連携を推進し、農業経営の安定化を図る必要があります。
- ② 周辺環境への継続的な対策と合わせて、気候変動に伴う環境変化への対応が必要です。
- ③ 都市農業への理解を深めるため、地産地消を推進するとともに、市民農園の利用促進等により、農業体験の機会を拡充することが必要です。

施策

(1) 農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立

生産緑地制度*¹等の農地の保全につながる制度周知を継続するとともに、梨・ぶどう、野菜等を生産する認定農業者を中心に、経営意欲向上のための新技術の導入を支援します。また、生産・加工・販売の取組みにおける他産業との連携強化等を図ることにより、付加価値の高い農業を推進することで、農業経営の安定化を図ります。さらに、援農ボランティア制度*²の推進により、農業者と市民が連携し、活力や魅力のある農業の確立を目指します。

(2)環境に調和した持続可能な農業の推進

環境への負荷を軽減し、持続可能な農業とするため、農業者、農業関係団体等と連携し、減農薬や防薬、防臭等の環境対策事業による地域住民への配慮を継続するとともに、気候変動に伴う環境変化に適応した取組みを推進します。

(3)農とふれあうことによる稲城農業への理解の促進

新鮮な農産物の直売や学校給食への供給による食育の推進、市民農園の拡充等により、地産地消を推進するとともに、農業者との市民交流事業を継続し、市民の農業への理解を深めます。

主な事務事業

- ・都市農業推進事業
- ・農業後継者等育成事業
- ・農業環境対策推進事業
- ・地産地消推進事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
援農ボランティアの人数	26人	50人	いなぎ農業ふれあい塾を卒業し、ボランティア活動ができる人数。 市民が支える農業の状況を示す指標。
市民農園の数	19ヶ所	20ヶ所	ファミリー農園、農家開設型市民農園、農業体験農園の合計数。 市民が農業に触れる場の拡充を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第四次稲城市農業基本計画	令和3年度～12年度	市の農業振興の方針を定めた計画。

用語説明

*1 生産緑地制度：都市計画上、永続的に農地等を保全し、良好な住環境の形成に資するため、生産緑地法に基づき管轄自治体が生産緑地として指定する制度。固定資産税等の課税が低く抑えられるが、農地等として管理する営農義務や開発行為の制限が生じる。

指定されてから30年経過する前までに、所有者が申し出ることにより10年ごとの更新制の特定生産緑地として指定を受けることができ、固定資産税等の優遇措置を継続できるようになる。

*2 援農ボランティア制度：農業者の担い手不足を補うために、ボランティアとして農作業を補助する制度で、いなぎ農業ふれあい塾において、1年間の座学及び実習を受けた後にボランティア活動を行なう。

3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信



(2) 商工業の活性化

商業においては、商店街や小規模店舗の活性化等への支援を軸に、駅周辺への中小規模商業店舗の誘致等により、魅力的な商業空間の形成を目指します。さらに、市内の商業環境の変化に対応しつつ、他産業との連携や観光を契機とした商店街の活性化等にも取り組み、暮らしをより便利に、豊かにするための商業振興を進めます。

工業においては、市民のものづくりへの理解を深めつつ、人材の育成や新たな技術への対応を支援すること等により、安定した経営が継続できるよう、事業者の育成に努めます。

また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進めます。

2030年代の稲城

- ① 市内により魅力のある商業空間が形成されています。
- ② 技術力や競争力を持った工業や建設業の事業者が安定的、継続的にものづくりに取り組んでいます。
- ③ 創業者や多様な働き方を選択する市民が増加し、市内でいきいきと働いています。

現状

- ① 商店街の活性化に向けて、各商店街が様々なイベント等を実施しています。
- ② 対外的に技術力が認められている事業者もいますが、事業者数は減少しています。
- ③ 市では開業資金の融資あっせんや創業塾等の支援を実施しています。

課題

- ① 商店街の活性化等に向けた取組みをさらに進めていく必要があります。
- ② 適切な事業承継による事業の継続や新たな技術への対応支援等が必要です。
- ③ 潜在的な創業希望者や多様な働き方をする市民への多面的な支援について、さらに検討が必要です。

施策

(1) 商店街の活性化等と魅力的な商業空間の形成

商店街の活性化等を支援するために、他産業や観光分野と連携し、商店会等が実施するイベントや商工会事業への支援を継続していきます。また、中小規模商業店舗の誘致等による駅周辺の賑わいの創出や、市内への回遊を消費に結び付けることのできる魅力的な商業空間の形成、効果的な情報発信等、商工会と連携しながら事業者の支援を進めます。

(2) 継続的な工業・建設業の発展と市民に親しまれる事業者への支援

技術力や競争力を持った工業や建設業の事業者が適切に事業承継等を行ない、安定的・継続的に発展していけるよう支援をしていきます。また、生産性の向上や技術力の確保等に資する支援を、商工会等と連携しながら行ないます。加えて、市内工業や建設業の事業者の技術力・ものづくりの重要性について、市民の理解につながるよう、イベントへの参加支援や広

報いなぎ・市ホームページ等を活用した情報発信を行ない、ものづくりの発展に取り組みます。

(3) 創業希望者・創業者・多様な働き方をする市民等への多面的な支援

市内の潜在的な創業希望者を掘り起こし、創業につなげるために、金融機関や商工会等と連携して創業セミナー等を実施していきます。また、創業塾の実施や創業に関する相談、創業等に係る事業資金の融資あっせん、空き店舗に関する情報提供等を行なうとともに、多様な働き方に係る就労や福利厚生の情報提供等の多面的な支援を実施します。

主な事務事業

- ・商工会支援事業
- ・商店街振興事業
- ・小口事業資金融資あっせん事業
- ・創業支援等事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
創業塾卒業生数(市民)	7人	30人	市内での創業につなげる取り組みの状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市創業支援等事業計画	平成30年8月30日～令和6年3月31日	市内での創業を促進するための計画。

3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信



(3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

「市民ひとり1スポーツ」を目標に、全ての市民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会や、プロスポーツ等の魅力に触れ、スポーツに興味を持ってもらう機会の充実を図ります。

また、「スポーツを支える担い手」を育成し、スポーツを推進することで、健康増進や競技能力の向上、さらには子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において自転車競技ロードレースのコースとなったこと等により高まった気運を契機として、スポーツに関する意識の高まりをさらに浸透させ、レガシーとしての定着に努めることで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 全ての市民が日常的にスポーツの魅力に触れ、健康的に生活しています。
- ② 安全で快適な体育施設を利用し、だれもがいつでもスポーツライフを楽しんでいます。
- ③ 子どもから高齢者まで幅広い年代がスポーツを通して交流し、地域が活性化しています。
- ④ スポーツに関する意識が高まり、スポーツを活用した魅力あるまちづくりが進展しています。

現状

- ① みるスポーツに対する関心は高まっているものの、特に50代以下のスポーツ実施率が平均より低い傾向にあります。
- ② 築年数の経過に伴い体育施設の老朽化が進行しています。また、稼働率が高い施設があります。
- ③ 指導者やボランティア等の「スポーツを支える担い手」の高齢化が進んでいます。
- ④ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツに関する意識が高まっています。

課題

- ① スポーツをしない人や関心がない人にも、スポーツ・レクリエーションに興味を持ち、参加してもらうことが必要です。
- ② だれもがいつでも安全で快適に体育施設を利用できるよう、適切な維持管理と既存施設の有効活用を図っていく必要があります。
- ③ 地域における「スポーツを支える担い手」を若い世代へ引き継ぐため、新たな人材の確保や育成を促進する必要があります。
- ④ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会によって高まった気運を、スポーツを活用した魅力あるまちづくりにつなげていく必要があります。

施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及

市民が「する・みる・ささえる・つながる・ひろげる」といった様々な視点でスポーツに関わり、日常生活に根付いていくよう、年齢や体力、ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の普及に取り組みます。また、プロスポーツやトップアスリート等の競技や試合を直接観戦することで、スポーツの魅力に触れ、スポーツに関心のない人にも興味を持ってもらえる取り組みを展開します。

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で快適に市内の体育施設を利用できるよう、築年数や利用実態に応じた適切な維持管理を進めていきます。また、より多くの市民がスポーツ施設を利用できるよう、市立小中学校施設の一般開放やスポーツ企業・高校・大学等との連携により、市内の体育施設の有効活用を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努めます。また、地域における新たな「スポーツを支える担い手」を確保するため、養成講習会や研修会を開催し、若い世代の育成を図ります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で高まった気運を契機として、スポーツへの参加を促進し、子どもから高齢者までの幅広い年代がスポーツを通して交流する等、地域コミュニティの活性化を促進します。

(4) スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったボランティア精神をレガシーとして定着させ、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進するとともに、スポーツ関連団体等や産業・観光、文化・芸術等の多様な分野の担い手と連携することで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。さらに、姉妹都市や友好都市とスポーツを通じた交流を深め、それぞれのまちの魅力を再発見・共有することで、スポーツを活用したさらなるまちの活性化を推進します。

主な事務事業

- ・体育施設改修事業
- ・(仮称)第二次稲城市スポーツ推進計画の策定

成果指標

名称	現状	2030年	説明
週に1回以上運動(スポーツ)を実施している市民の割合	50.6%	70.0%	市民意識調査結果。 市民のスポーツの実施率を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市スポーツ推進計画	平成28年度～令和7年度	「市民ひとり1スポーツ」を目標に、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

Ⅲ. 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信



(4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることで、観光の活性化、持続化を図ります。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN(仮称)の新設に合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図ります。その上で、稲城市観光協会を中心に、シビックプライド*1を持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携して、イベント等への集客力を高めます。

また、周辺地域との観光連携により交流人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの賑わいを創出し、市内外にまちの魅力発信することを通じて、観光のまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 既存の観光資源やイベントについて、その存在、貴重さが広く共有されるとともに、新たな観光資源の発掘が進められています。
- ② 農業、商業、スポーツ等の関連分野や市民活動・交流事業をツーリズムにつなげ、賑わいの創出が図られています。特に、よみうりランドやTOKYO GIANTS TOWN(仮称)等と連動し、市内への誘客が図られています。
- ③ 稲城市観光協会、市民活動団体、観光関連諸団体、民間企業等との連携が強化されています。また、周辺地域との観光連携も進展しています。
- ④ 観光やイベントに関する情報発信量が増加し、稲城市の認知度が高まっています。

現状

- ① 観光資源、イベントの存在や貴重さが十分に意識されているとは言えません。
- ② 観光関連分野の諸活動は、関係各所において個々に行なわれています。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN(仮称)新設の計画が発表されています。
- ③ 関係諸団体との連携が十分には図られていません。
- ④ 観光に関し一定の情報発信量はありますが、さらなる知名度向上の余地があります。

課題

- ① 既存の観光資源、イベント等の魅力を高めるとともに、新たに発掘・創出していく必要があります。
- ② 関連分野の諸活動との連携を深める必要があります。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN(仮称)の新設に合わせた誘客促進について、関係各所と計画段階から連携を図る必要があります。
- ③ 関係諸団体との連携により、観光施策のさらなる推進が必要です。
- ④ 情報発信量の増加を図るとともに、効果的に発信する必要があります。

施策

(1) 既存の観光資源の活用と新たな発掘、イベントの創出を通じた観光の魅力の向上

ニューツーリズム*²に基づき既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たに発掘し、観光の魅力度を高めます。そのために、歴史遺産、文化財等の関連分野と連携し、回遊性を高める観光メニューを創出します。また、既存イベントに加え、新たなイベントの創出も検討します。

(2) 関連分野の諸活動との連携による賑わいの創出

農業、商業、文化・芸術、スポーツ関連分野、市民活動等を観光事業につなげ、活力と賑わいの創出を図ります。特に、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN(仮称)の新設による来場者を市内への誘客につなげるため、計画段階から関係各所との連携を図ります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコース付近に開設されるサイクルカフェの活用等に取り組み、「自転車のまち稲城」を推進します。

(3) 稲城市観光協会との連携による観光施策の効果的な展開

稲城市観光協会と連携し、市民、市民活動団体、民間企業、教育機関等とともに、観光事業を持続的に推進し、シビックプライドの醸成につなげます。さらに、周辺地域との広域観光連携を進めて、交流人口の増加を図ります。

(4) 市内外への効果的な情報発信による魅力の認知度向上

いなぎ発信基地ペアテラスからの情報発信の活発化や、ホームページ、SNS等を通じた情報発信の充実により訴求効果を高め、稲城市の観光の魅力に対する認知度の向上を図ります。

主な事務事業

・観光推進事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
市事業 ・イベント来場者数	74,270人*	84,200人	観光施策の取組みの成果を測る指標。
稲城市観光協会事業 ・ペアテラス入込数 ・イベント参加者数	72,656人*	73,600人	観光施策の取組みの成果を測る指標。

*平成31年、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部のイベント等が中止となっているため、平成30年の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市観光基本計画	令和3年度～7年度	稲城市のブランド力向上や地域資源の魅力向上を図り、まちの賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることを目的とした計画。

用語説明

*1 シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

*2 ニューツーリズム：地域固有の観光資源を対象にして、地域が主体となってテーマ性のある多様な観光プランを提供することで、地域振興につなげていく観光の流れ。反対用語はマスツーリズム。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり



(1) 計画的で適切な土地利用の推進

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かした、安全安心で快適なまちづくりを行なうため、計画的で適切な土地利用を推進します。

また、市街地環境の快適性、まちなみの美しさの創造等、総合的な住環境を形成するため、市街地整備の進捗状況等を踏まえ、用途地域等の変更や地区計画の拡充を進めます。

2030年代の稲城

- ① 安全で魅力ある都市の創出を図る土地利用が進められています。
- ② 市、市民及び事業者の三者の協調のもとに市内のまちづくりが進められ、まちの健全かつ持続可能な発展が図られています。また、周辺のまちなみや自然景観と調和した建築物等の誘導が図られ、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境のまちなみが形成されています。

現状

- ① 土地区画整理事業や道路整備事業の進捗に伴い、用途地域等の変更や地区計画の拡充等を実施しています。
- ② 市内の開発事業等について、稲城市宅地開発等指導要綱により無秩序な宅地化を防止し、良好なまちづくりを円滑に促進する等、地区計画に基づき、周辺のまちなみや自然景観と調和した建築物等の誘導を図っています。

課題

- ① 東京都における都市計画区域マスタープラン^{*1}の改定や集約型の地域構造への再編に向けた指針^{*2}の策定、その他様々な事業の進捗を踏まえた新たな土地利用の誘導を図る必要があり、開発事業に対しても行政指導のみの対応では強制力が無く、実効性や手続きの透明化、市民参画の観点からも、まちづくり条例の検討が必要です。
- ② 地区計画区域外において用途地域の見直しを行なう場合は、住環境の維持保全を図るため、地区計画の拡充を行なう必要があります。また、効果的に景観誘導を図っていくため、新規に地区計画を策定又は既存の地区計画を変更し、景観にも配慮したまちづくりを進める必要があります。

施策

(1) 計画的な土地利用

都市計画マスタープランの改定を行ない、都市基盤整備の進捗に伴う用途地域等や地区計画の拡充を行ない、適切な土地利用の推進を図るとともに、プラン実現のための方策として、稲城市にふさわしいまちづくり条例のあり方について検討していきます。

また、土地区画整理事業等の市街地開発事業が行なわれない区域においては、緑の保全・創出や農地の保全、緑地と調和した住環境等を推進する施策を検討していきます。

(2) 良好な都市環境の維持・保全

都市基盤整備等に伴い用途地域の見直しを行なう際には、住環境の維持・改善や適切な土地利用誘導を図るため、あわせて地区計画を指定し、地区の特性に応じた都市像の実現を目指していきます。

この地区計画に基づき、水と緑の稲城らしい自然景観と調和した、四季を感じることできる美しい魅力あるまちなみの形成を進めるとともに、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を計画的に整備していきます。

主な事務事業

- ・稲城市都市計画マスタープランの改定
- ・立地適正化計画の策定検討
- ・用途地域等の変更
- ・地区計画の変更・拡充

成果指標

名称	現状	2030年	説明
地区計画区域の割合	44.6%	45.0%	市街化区域に対して地区計画を策定した区域を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
都市計画マスタープラン	令和4年4月～ (検討中)	都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針をあらわす計画。

用語説明

- *1 都市計画区域マスタープラン：都市計画法第6条の2第1項に基づき、東京都が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。
- *2 集約型の地域構造への再編に向けた指針：地域的なレベルの都市構造として、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導して、歩いて暮らせるまちへの再構築を図るために、東京都が策定した指針。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり



(2) 市街地の整備

良好な住み良い環境づくりと公共施設の整備・改善を図るために、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進めます。

駅周辺等の各拠点については、商業・業務・住宅等が複合する機能性・利便性の高いまちの熟成を図ります。

2030年代の稲城

- ① だれもが安心して暮らせる良好な住み良い環境が形成されています。
- ② 活気にあふれた駅前空間が形成されています。
- ③ 都市計画道路等の無電柱化の実施により、防災性の向上、まちなみ景観の形成・保全が図られています。

現状

- ① 市施行4地区、組合施行1地区の土地区画整理事業が進められています。
- ② 各駅周辺の地域の生活拠点^{*1}については、土地区画整理事業等の進捗によりまちづくりが進んでいます。
- ③ 都市計画道路を中心に無電柱化を図っています。

課題

- ① 市施行4地区については、立地条件と交通の利便性を活かした機能性の高いまちづくりを進める必要があります。また、組合施行の南山東部地区では、緑豊かな快適でうるおいのあるまちづくりを進めていく必要があります。
- ② 各駅周辺の地域の生活拠点については、それぞれの特徴を活かして、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。
- ③ 計画的に無電柱化を図る路線の選定や無電柱化の保全に関する施策等が必要です。

施策

(1) 土地区画整理事業の推進

① 市施行土地区画整理事業

市施行4地区については、優先して整備する区域を設定し、特定財源の確保に努め、市の財政計画に基づき、関係権利者との協力を図りつつ事業を円滑に進めていきます。

② 組合施行土地区画整理事業

南山東部地区については、緑豊かな快適でうるおいのあるまちづくりに向けて、引き続き土地区画整理組合を支援し、事業を推進します。

(2) 駅中心の拠点整備

京王よみうりランド駅や南多摩駅等について、周辺企業と連携し、各駅の特徴を活かした、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

(3)無電柱化の推進

無電柱化推進計画を策定し、計画的に都市計画道路等の無電柱化を推進します。また、防災性の向上やまちなみ景観の保全を図るために、道路区域内の電柱設置の制限や、多摩ニュータウン地区等における無電柱化を保全するための施策を進めます。

主な事務事業

- ・榎戸土地区画整理事業
- ・矢野口駅周辺土地区画整理事業
- ・稲城長沼駅周辺土地区画整理事業
- ・南多摩駅周辺土地区画整理事業
- ・南山東部土地区画整理事業
- ・都市計画道路等の無電柱化
- ・無電柱化推進計画の策定

成果指標

名称	現状	2030年	説明
榎戸土地区画整理事業進捗率	88%	100%	事業区域面積25.3haの整備完了を目指す指標。
矢野口駅周辺土地区画整理事業進捗率	55%	80%	事業区域面積16.8haのうち、13.6haの整備完了を目指す指標。
稲城長沼駅周辺土地区画整理事業進捗率	47%	72%	事業区域面積10.6haのうち、7.7haの整備完了を目指す指標。
南多摩駅周辺土地区画整理事業進捗率	75%	100%	事業区域面積12.2haの整備完了を目指す指標。
南山東部土地区画整理事業進捗率	29%	100%	事業区域面積87.5haの整備完了を目指す指標。
無電柱化道路延長	8.8km	12.6km	都市計画道路(市道)における無電柱化の推進状況を示す指標。

用語説明

*1 生活拠点：生活サービス機能やコミュニティ交流機能を誘導し、これを中心とした、安全・安心な充実した生活圏のこと。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり



(3) 市街地の再生

多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業等の面的整備により供給されてきた多種多様な住宅の老朽化が進む中、少子高齢化や核家族化等の近年の課題により変化する、住宅やまちのあり方への市民ニーズを的確に把握していきます。その上で、老朽化した団地再生の支援等、様々な世帯や世代が円滑に世代交代しながら暮らせるまちへの再生に取り組みます。

2030年代の稲城

- ① 住所整理が実施され、わかりやすい住所及び所在地の表示への整理が進んでいます。
- ② 団地再生により、様々な世代・世帯が暮らす魅力あるまちになっています。
- ③ 住宅が適正に管理・保全され、良好な住環境が確保されています。

現状

- ① 住所及び所在地の表示に、わかりにくい状況があります。
- ② 平尾分譲住宅の建替えに向け、必要な支援に努めています。
- ③ 住宅の適正な管理・保全の状況把握や、空き家対策に向けて取り組んでいます。

課題

- ① 民間による住宅開発等、様々な土地利用により、今後さらに住所及び所在地の表示が混乱していくことが想定されるため、対応する必要があります。
- ② 平尾分譲住宅の建替えを含めた平尾団地の再生に向けて支援が必要となります。
- ③ 住宅の管理・保全の状況を把握するとともに、空き家の発生の抑制に努める必要があります。

施策

(1) 住所整理の実施

わかりにくい住所及び所在地の表示を解消するため、稲城市住所整理基本方針に基づき、住所整理を実施する地区を選定し、その地区の地区市民検討会での協議を経て、住所整理を進めます。

(2) 団地再生への支援

大規模な開発等により供給された団地については、順次更新の時期を迎える中、適切な団地再生への支援により、魅力あるまちづくりを展開することで、新しい居住者を呼び込み、様々な世代・世帯が暮らす団地としての再生を目指します。

(3) 安心な住まいづくり

住生活の安定に向けて、住宅の管理・保全の状況を把握するとともに、適切な指導等を実施し、良好な住環境の確保を目指します。また、市内の空き家の状況の把握を行なうとともに、適切な維持管理や利活用への支援の検討を行ない、良好な生活環境の確保を目指します。

主な事務事業

- ・住所整理事業
- ・団地再生への支援
- ・住生活の安定に向けた取組み

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

2. 便利で快適な生活環境の整備



(1) 道路環境の向上

周辺の都市を結ぶ広域的な幹線道路については、都道の整備促進等を関係機関に要請します。市民の日常生活に関わりの深い道路については、道路の拡幅等、交通安全や防災の視点を含めた道路網整備を進めます。

また、だれもが安心して利用できる道路を維持していくため、計画的な道路施設等の維持管理に努めます。

2030年代の稲城

- ① 広域的な幹線道路である南多摩尾根幹線及び鶴川街道の整備完了に伴い、市域内交通の円滑化が進んでいます。あわせて、生活道路等の整備も進み、利便性・安全性・防災性の向上が図られています。
- ② 道路施設や街路樹等の維持管理が計画的に行なわれ、適切に維持管理されています。

現状

- ① 市内の広域的な幹線道路は、多摩川架橋や土地区画整理事業等に合わせて整備されてきました。南多摩尾根幹線及び鶴川街道においては、東京都に対して継続的に整備推進の要望をしています。また、多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線及び多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線は、優先整備路線*1に位置付けられています。
- ② 生活道路の拡幅・舗装整備については、市民生活の安全性の向上を図るため、順次計画的に進めています。
- ③ 道路施設や街路樹、トンネル等、新たな維持管理案件が増加するとともに、街路樹の老木化等が進んでいます。

課題

- ① 南多摩尾根幹線及び鶴川街道は、関係機関と調整を図り、自転車利用者を考慮した整備形態で、早期に実現を図る必要があります。また、優先整備路線に位置付けられている多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線及び多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線は、隣接している土地区画整理事業等の関連事業の整備進捗を踏まえ、整備を検討する必要があります。
- ② 生活道路の拡幅・舗装整備のほか、狭あい道路の解消やユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進める必要があります。
- ③ 橋梁、トンネル等の道路施設を計画的に維持補修していく必要があります。また、街路樹の老木化等への対策について、検討する必要があります。

施策

(1)道路網の整備促進

都市間交通の円滑化に向けて、自転車利用者の視点も取り入れ、広域的な道路網を担う南多摩尾根幹線や鶴川街道等の整備促進を東京都に要請していきます。また、主要幹線道路である多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線や多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線等は、土地区画整理事業等の関連事業の整備進捗を見据えて、整備を検討します。

(2)生活に関わりの深い道路の整備

生活道路については、幹線道路や河川等の都市基盤整備の進捗に合わせ、計画的に拡幅・舗装整備等を進めていくとともに、狭あい道路の解消のほか、歩道の段差解消及び視覚障害者用誘導ブロックの設置等を進め、だれもが安心して利用できるよう安全な道路の整備に努めます。さらに、坂浜西地区地区計画等に記載のある生活道路については、沿道住民との十分な協議を行ない、順次整備を検討します。

(3)道路維持管理の充実

道路施設については、安全性・利便性・快適性を保持していくため、計画的な維持管理に努めます。また、橋梁やトンネル等の道路施設は定期的な法定点検・診断を実施し、必要に応じて修繕工事を実施します。さらに、老木化している街路樹等についても、計画的な維持管理等に努めます。

主な事務事業

- ・主要幹線道路の整備事業
- ・生活道路の整備事業
- ・アセットマネジメント計画の更新
- ・橋梁等の長寿命化に伴う点検及び修繕工事

成果指標

名称	現状	2030年	説明
都市計画道路整備率	72.1%	94.7%	都道を含む都市計画道路の整備状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～	計画的な予防・修繕により、橋梁の長寿命化と費用の平準化を図るための計画。

用語説明

*1 優先整備路線：東京都が平成28年3月に公表した東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において位置付けられた今後10年間（平成28年度から令和7年度）で優先的に整備すべき路線。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

2. 便利で快適な生活環境の整備



(2) 交通環境(モビリティ)の向上

市内の鉄道や路線バス等の公共交通の充実と利便性・安全性の向上、利用者だれもが利用しやすい施設の充実を、公共交通機関の事業者にとともに、JR武蔵野南線*¹の旅客化等の広域的な鉄道交通の充実に向け構想化されている事業について、関係機関と調整を図ります。

また、土地区画整理事業の進捗等に合わせ、駅前広場等を再整備し、アクセスの向上を図るとともに、交通安全対策や利便性と安全に配慮した自転車利用の環境整備を推進し、交通環境の充実に努めます。

2030年代の稲城

- ① リニア中央新幹線の開通に伴い、各方面へのアクセス性の向上が図られることで、広域的な交流が促進されています。
- ② 鉄道駅前の広場には路線バスやタクシー等が多く乗り入れ、交通の結節点として賑わいが生まれています。特に稲城駅前や京王よみうりランド駅前には、TOKYO GIANTS TOWN(仮称)の新設やよみうりランドの拡充、南山東部土地区画整理事業による入居者の増加等により、多くの人が行き交う交通の結節点となっています。
- ③ 市内では、市民の交通ルールやマナーの理解が進み、交通事故が少ない安全で安心な交通環境が形成されています。

現状

- ① 市内の京王相模原線各駅には急行電車が停車せず、一部の駅ではエスカレーターが未整備です。JR南武線においては朝夕の時間帯において混雑が常態化しています。また、各駅においてはホームドアが未整備です。
- ② 市内各駅には、駅前広場と有料の自転車等駐車場が整備されています。
- ③ 警察署と連携し、啓発活動や交通安全教育を実施していますが、高齢者や子どもが被害者・加害者となる交通事故の発生が社会問題化しており、市内でも事故が発生しています。

課題

- ① JR南武線や京王相模原線の輸送力の強化、市内各駅の安全性・利便性向上のためのホームドアの設置や一部未整備であるエスカレーターの設置、埼玉方面からのリニア中央新幹線へのアクセスを考慮したJR武蔵野南線の旅客化に伴う新駅設置等への市民の要望があり、鉄道会社等への働きかけが必要です。
- ② 都市基盤整備の進捗により、市内各駅への路線バスの新規乗り入れや一般車両、自転車の利用増加等が見込まれることから、交通の円滑化に向けた対策が必要です。
- ③ 交通事故を防止し、安全な通行を確保するための交通安全対策が必要です。また、自転車利用を含めて、事故にあわない・起こさないという意識づくりが必要です。特に、高齢者や子どもが被害者・加害者となる交通事故を防止するための対策が必要です。

(1)公共交通の充実

①鉄道交通の利便性・安全性の向上

鉄道利用者の増加等に合わせて、さらなる利便性向上を図るために、JR南武線や京王相模原線における輸送力の増強について要請していきます。また、鉄道利用者の安全性の向上を図るために、市内各駅へのホームドアの設置促進に向けて取り組んでいきます。さらに、京王相模原線若葉台駅等へのエスカレーター設置等について要請していきます。

②広域的な鉄道交通への対応

広域的な鉄道交通の充実については、市内の様々な事業の状況に応じて、関係機関に要請していきます。特にJR武蔵野南線旅客化については、リニア中央新幹線の開通を見据え、状況に応じて関係機関と調整を図るとともに、事業推進に向けて要請していきます。

③バス公共交通の充実

鉄道の駅や市内公共施設、商業施設、住宅地を結ぶ移動手段の充実を図るため、バス事業者に対し路線バスの拡充を要請していきます。また、道路の幅員が狭い等の理由から、路線バスが通れない地域に対しては、iバス等のコミュニティ交通により路線バスの補完をする等、市内バス交通網を充実させていきます。

(2)交通結節点の充実

TOKYO GIANTS TOWN(仮称)の新設やよみうりランドの拡充、南山東部土地地区画整理事業による人口の増加等を見据え、京王相模原線稲城駅及び京王よみうりランド駅の駅前広場を再整備し、バスや一般車両等によるアクセスの向上を図ります。また、駅を利用する自転車利用者のために、鉄道事業者等と協議を進め、有料自転車等駐車場の充実を図ります。

(3)交通安全対策の推進

警察と連携し交通安全教育を実施します。その他、高齢者が被害者・加害者となる交通事故の防止を図るため、警察署等と連携した啓発活動に努めます。また、子どもの交通事故防止のため、通学路点検や小学生に対する自転車教室等を実施し、安全安心なまちづくりに努めます。このほか、稲城市交通安全計画に基づき、自転車ナビマーク等の設置を進める等、安全で快適な自転車走行空間の整備に努めます。

主な事務事業

- ・稲城駅南口駅前広場整備事業
- ・京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第7次稲城市交通安全計画	平成29年度～令和3年度	交通事故等の交通災害から市民の生活を守り、安全で快適な生活環境を確保するための計画。

用語説明

*1 JR武蔵野南線：東日本旅客鉄道が運行する、神奈川県横浜市鶴見区から千葉県船橋市の西船橋駅までを結ぶ鉄道路線、武蔵野線の一部。鶴見区から府中本町駅までは、通常、貨物のみ運行となっており、府中本町駅から西船橋駅までの旅客線と区別するための通称として、武蔵野南線と呼ばれている。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

2. 便利で快適な生活環境の整備



(3) 衛生環境の向上

汚水排水整備区域の拡大を図り、関連事業に合わせ、下水道の整備を進めます。

老朽化する下水道管については、計画的な修繕や改築工事を進める等、適切な維持管理に努めます。

また、地方公営企業として下水道事業の経営戦略を策定し、将来にわたり安定した経営が可能となるよう経営基盤の強化に努めます。

2030年代の稲城

- ① 汚水管きよの整備が概ね完了しています。
- ② 下水道施設は、機能の確保や安全性の向上が図られています。
- ③ 持続可能な下水道運営に取り組んでいます。

現状

- ① 関連事業の進捗に伴い、汚水管きよの整備が進んでいます。
- ② 耐用年数に近づいている下水道施設があります。

課題

- ① 汚水管きよ整備については、関連事業と連携を図り進める必要があります。
- ② 下水道施設の老朽化に伴い計画的な施設更新が必要です。

施策

(1) 汚水排水整備区域の拡大

矢野口駅周辺土地区画整理事業や鶴川街道拡幅事業等、関連事業の進捗に合わせ、汚水管きよの整備を進めます。

(2) 計画的な維持管理の充実

下水道施設については、下水道維持管理計画(ストックマネジメント計画*1)に基づき、計画的に管きよ点検・調査を実施します。また、平尾団地の入居や平尾土地区画整理事業に伴い整備された下水道施設が耐用年数を迎えることから、計画的な施設の延命化や計画的な施設の更新を進め、機能の確保や安全性の向上を図ります。

(3) 安定した健全な経営

持続可能な下水道の運営のため経営戦略を策定し、効率的・効果的な下水道事業経営の健全化に取り組み、経営基盤の強化に努めます。

主な事務事業

- ・汚水管きよの整備
- ・下水道維持管理計画に基づく下水道施設の点検・調査、修繕及び改築工事
- ・下水道事業経営戦略の策定

成果指標

名称	現状	2030年	説明
下水道普及率(汚水)	99.3%	100.0% (概成達成)	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合で、どのくらいの人が下水道を使えるようになっているかを示す指標。
経費回収率* ²	98.3%	100.0%	市の下水道事業の経営状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市下水道プラン	平成24年度～ 令和3年度	下水道事業の課題に対する取り組み方針と施策を示すプラン。
下水道維持管理計画	令和3年度～	下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的にした修繕・改築計画。

用語説明

- *¹ スtockマネジメント計画: 下水道事業におけるStockマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
- *² 経費回収率: 汚水処理に要する費用は、下水道使用料で賄うのが基本であり、それをどの程度賄えているかをあらわす指標。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

2. 便利で快適な生活環境の整備



(4) 総合的な水害対策の推進

集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川・水路の整備を進めます。整備にあたっては、治水及び利水のみならず市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮するとともに、河川・水路の整備と連携して総合的な浸水被害対策を進めます。

2030年代の稲城

- ① 水路等の整備が進み、安全性・防災性の向上が図られています。
- ② 浸水被害に備えたまちづくりが進んでいます。

現状

- ① 治水上の問題解決に向けて、主に幹線水路の護岸改修を計画的に進めています。また、多摩川では、国や東京都、神奈川県をはじめ、多摩川沿川自治体が連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクト*1を進めています。さらに、三沢川では、新きさらぎ橋付近から中橋上流の区間について東京都により整備が進められています。
- ② 集中豪雨の発生が増加しているほか、近年、農地から宅地へ土地利用の転換が進んでおり、水路の水量が一時的に増加し、局地的な浸水被害や道路の冠水が発生しています。

課題

- ① 集中豪雨等による水路の増水に対応するための対策が必要です。また、多摩川では、増水時の被害の軽減に向けた対策が必要です。さらに、三沢川の事業未着手部分について、治水と安全性の向上の観点から、整備の促進を図る必要があります。
- ② 集中豪雨等による局地的な浸水や冠水への対策が必要です。

施策

(1) 水路や河川の整備・保全

地域を浸水被害から守るため、水路の護岸改修等により治水と安全性の向上に努めます。また、多摩川では、引き続き、関係機関と連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトを進め、「社会経済被害の最小化」を目指します。さらに、坂浜地区内の三沢川においては、早期の整備促進とともに、市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮した整備を東京都に要請していきます。

(2) 浸水対策

宅地や公共施設における雨水浸透や貯留等、流出抑制に努め、局地的な浸水対策を進めます。また、新たな浸水被害が生じないように、雨水排水整備区域の拡大や、雨水排水整備計画の策定等、総合的な浸水対策を進めます。

主な事務事業

- ・水路整備事業
- ・雨水排水整備計画の策定

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市下水道プラン	平成24年度～ 令和3年度	下水道事業の課題に対する取組み方針と施策を示すプラン。

用語説明

- *1 多摩川緊急治水対策プロジェクト:令和元年台風19号において甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の方向性として、国及び東京都、神奈川県、多摩川沿川自治体が連携し、河川における対策、流域における対策、ソフト施策の組み合わせにより「社会経済被害の最小化」を目指すもの。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

3. 安全で安心な暮らしを守る対策



(1) 消防体制の充実

超高齢社会や核家族化社会に対応した消防活動体制の充実、また、多摩直下地震や豪雨災害の発生を見据え、時代の変化にも的確に対応した消防機動力を計画的に整備します。

また、消防署、消防団等が連携し、実災害に即した訓練を積み重ね、即応体制を強化することにより、市民が安全で安心して生活することのできる消防体制の充実に努めます。

2030年代の稲城

- ① 消防機動力が計画的に整備され、消防隊員や消防団員の災害活動能力が向上し、市民が安心して暮らせる消防体制となっています。
- ② 消防団員数が充足し、地域の中で活発に、魅力ある消防団活動が展開されています。
- ③ 多様化する防火対象物の防火安全対策が図られています。

現状

- ① 上平尾消防出張所の運用により、市内全域における緊急自動車の現場到着時間が短縮しています。また、他県で発生した大規模災害における緊急消防援助隊としての活動経験や、大規模災害を見据えた消防隊と消防団の連携活動訓練により、災害活動能力が向上しています。
- ② 就業形態の変化等に伴い、消防団員は定員に満たない状況となっています。
- ③ 都市基盤整備の進展に伴い、高層化、大規模化及び複雑・多様化した防火対象物が増加しています。

課題

- ① 現状の消防機動力を維持するとともに、地震、風水害等の大規模災害等を見据えた消防機動力の向上や消防体制の充実が必要となります。また、各種災害現場の経験や消防活動訓練による、消防隊員や消防団員の実践的な消防活動能力の向上が必要です。
- ② 消防団員の定員を充足するため、消防団組織の魅力を向上する必要があります。
- ③ 大規模で複雑・多様化した防火対象物が増加しており、消防法に基づく防火管理体制や消防用設備等の適正な維持管理が必要となっています。

施策

(1) 消防機動力の充実

消防防災活動拠点としての機能を継続的に維持していくため、消防緊急指令施設等の消防通信体制の整備を図るとともに、大規模災害の発生や時代の変化等を見据え、消防車両等の消防機動力の充実に図ります。

(2) 消防組織体制の充実

高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成するため、東京都消防訓練所で行なわれる各種資格研修の受講を推進します。また、人口の増加や複雑・多様化する各種災害に迅速に対応するため、時代の変化にも的確に対応できる職員の養成に努めます。

(3)大規模災害への対応

大規模災害等においても円滑な消防活動が行なわれるように、消防団と連携した活動訓練や緊急消防援助隊の受援体制の強化に努め、各種災害に迅速・的確に対応する消防活動体制の充実強化を図ります。

(4)魅力ある消防団組織

消防団員の処遇の改善、計画的な事業の見直し等を行ない、地域と一体となって消防団員の確保に努め、信頼と魅力ある消防団体制の充実に努めます。

(5)火災予防対策の推進

大規模で複雑・多様化する防火対象物の使用に伴う審査・検査や防火対象物等の立入検査により、防火管理体制を確認し、適正に指導できる予防要員の育成に努めます。

主な事務事業

- ・消防ポンプ自動車等整備事業
- ・消防緊急通信指令設備更新整備事業
- ・(仮称)第四次稲城市消防基本計画の策定

成果指標

名称	現状	2030年	説明
消防団員数 (災害支援団員含む)	172人	207人	消防団員の定員207人の充足状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成28年度～ 令和7年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

3. 安全で安心な暮らしを守る対策



(2) 救急医療体制の充実

救急出動件数が増加する中で、救急に対する市民ニーズの多様化にも対応していくため、高度化する救命処置の技術に対応した救急活動体制の充実と質の向上に努めるとともに、救急車の適正利用の普及啓発を行ないます。

また、市民の応急救護能力の向上を図るとともに、二次救急医療機関^{*1}である稲城市立病院をはじめとした医療機関とより一層の連携を図り、地域の救急医療体制の強化に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民の救急ニーズに対応した質の高い救急サービスを展開しています。
- ② 救急車の適正利用が普及しています。
- ③ 救急現場に居合わせた人により適切な応急手当が実施されています。
- ④ 稲城市立病院が、地域の二次救急医療機関としての役割を果たすことで、地域における救急医療体制が充実しています。

現状

- ① 上平尾消防出張所に救急隊を配置したことにより、現場到着時間の短縮、医療機関への迅速な搬送体制が構築されるとともに、救急隊員の質の向上に取り組んでいます。
- ② 救急車の適正利用の普及に取り組んでいますが、明らかに緊急性が認められない救急要請が含まれています。
- ③ 救命率向上のため、応急手当の普及に取り組んでいます。
- ④ 地域における二次救急医療機関として稲城市立病院の救急車応需率は、約9割となっています。

課題

- ① 救急件数が増加傾向にある中で、多様化する救急ニーズへも対応するため、さらなる救急隊員の質の向上と救急資機材の整備が必要です。
- ② 救急車の適正利用について、さらなる普及啓発が必要です。
- ③ さらなる救命率向上のため、自助・共助としての応急手当の普及が必要です。
- ④ 増加する救急需要に適切に対応するため、稲城市立病院をはじめとした、救急医療機関と協力・連携する体制の強化を図る必要があります。

施策

(1) 救急体制の強化

疾病構造の変化、高齢化の進行、市民ニーズの多様化等に対し、的確に救急サービスを提供するため、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備し、救急処置等が高度化する中での救急活動に対応するため、医療機関における研修や訓練を重ね、救急隊員の質の向上を図ります。

(2) 救急車の適正利用の普及

救急車の適正利用を普及するため、救急テレホンサービスの充実・救急相談センターや全

国版救急受診アプリの活用等、医療機関や受診手段等の救急情報の提供に努め、市民の理解を深めていきます。

(3)市民の応急救護能力の向上

傷病者を救命するためには、救急現場に居合わせた人(バイスタンダー)による応急手当が極めて重要となることから、市民や事業所等を対象とした応急救護につながる救命講習を積極的に開催するとともに、応急手当奨励制度の推進や応急手当の普及活動を推進する応急手当普及員*2の養成に努めます。

(4)救急医療機関との連携強化

救急医療機関と相互に協力・連携することにより、救急医療機関における円滑な受入れにつながるよう体制の強化を図ります。

また、地域における二次救急医療を担う稲城市立病院では、増加する救急需要に対応できる受入れ体制や機器等の整備を図り、地域における救急医療体制の強化に努めます。

主な事務事業

- ・高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新整備事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
稲城市立病院の救急車応需率	87.5%	100.0%	稲城市消防本部救急隊からの救急搬送要請の受入れ状況。救急医療機関との連携状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成28年度～令和7年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。
第四次稲城市立病院改革プラン(検討中)	令和3年度～6年度(検討中)	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営の確保する計画。

用語説明

*1 二次救急医療機関：休日の昼間と毎日の夜間に入院治療や手術を必要とする中等症・重症患者に対応する東京都が指定した救急医療機関。

*2 応急手当普及員：主として自身が所属する市内の事業所等において、その事業所の従業員等に対し、応急手当(心肺蘇生、AEDの取扱い等)指導を行なう者として稲城市消防長が認定する。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

3. 安全で安心な暮らしを守る対策



(3) 地域防災活動の推進

大規模地震や集中豪雨により、甚大な人的・物的被害の発生が懸念される中、災害から市民の生命・財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識の高揚と自主防災組織を主体とした共助の防災体制づくりを推進し、地域防災対策の環境づくりと合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民一人ひとりの防災意識が高く、災害への備えを行なっています。
- ② 自主防災組織を主体とした共助の体制が充実しています。
- ③ 自助・共助・公助が連携した防災力の向上が図られています。

現状

- ① 消防・防災対策の一元化を図るとともに、計画的に地域防災計画の修正及び国民保護計画の変更を行ない、有事に備えています。
- ② 地震災害、豪雨災害及び土砂災害の備えとして、災害種別ごとの避難所の情報、災害時に市から発せられる情報の入手方法、ハザードマップ等の防災情報やマイ・タイムラインを掲載した、いなぎ防災マップを全戸配布しています。
- ③ 震災対策として、家具類の転倒防止や稲城市木造住宅耐震診断・耐震改修の助成により、住宅の耐震化の促進、また、水害対策として、多摩川洪水浸水想定区域内に計画的に浸水深掲示板を整備しています。
- ④ 自主防災組織等の地域と連携した避難所設営・運営体制を整え、災害時の防災情報の伝達手段を計画的に整備しています。
- ⑤ 備蓄資機材や備蓄食糧を計画的に整備するとともに、稲城長峰スポーツ広場に防災倉庫を設置しています。

課題

- ① 近年の全国各地で発生している大規模災害での教訓を踏まえ、災害時の応急対策を迅速・的確に行なえるよう、実行性のある地域防災計画の修正が必要です。
- ② 自助の取組みとして、さらなる家具類の転倒防止対策や日常備蓄、住宅の耐震化の促進、また、共助の取組みとして自主防災組織の活発な活動が必要となります。
- ③ 自主防災組織へさらなる女性の参画を促す必要があります。
- ④ 震災時における火災への対応として、耐震性貯水槽等の整備や、地域防災のコミュニティを醸成する防災センターの適切な維持管理が必要となります。

施策

(1) 稲城市地域防災計画の修正

近年の災害教訓や災害対策に関する状況の変化に応じて地域防災計画を修正するとともに、防災対策に必要なマニュアルを整備し、防災対策の充実に努めます。

(2)災害から身を守るための日頃の備えを促進

市民自らが災害に備えるため、家具類の転倒防止対策や日常備蓄、住宅の耐震化を促進し、また、新たに結成された自治会等を中心として自主防災組織の活動支援に努めます。

(3)女性や要配慮者の視点にたった防災対策の推進

男女共同参画等の視点・意見を踏まえた防災対策の確立や、避難所で配慮が必要な女性や障害者等の要配慮者にとって、安心できる避難所の環境づくりに努めます。

(4)災害対策施設の整備

震災時の火災への対応として、計画的に耐震性貯水槽の整備や地域住民による自主防災活動を推進し、防災体制の確立及び地域住民のコミュニティ活動の増進を図るため、防災センターの適切な維持管理に努めます。

主な事務事業

- ・稲城市地域防災計画の修正
- ・耐震性貯水槽整備事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・地震、風水害等自然災害に対する防災対策について	35.2%	向上	市民意識調査結果。自主防災組織の活動等、防災に対する市民の満足度を示す指標。
住宅の耐震改修率	90.5%	100.0%	自らの命を守る防災対策の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成28年度～令和7年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。
稲城市地域防災計画	令和2年度～7年度	自助・共助・公助が連携し、実行性のある地域の防災力向上を図るための計画。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

3. 安全で安心な暮らしを守る対策



(4) 防犯活動の推進

安全で安心して暮らせる社会を目指し、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体及び行政等が連携するとともに、市民一人ひとりの高い防犯意識により高まった地域の防犯力の一層の向上を目指します。さらに地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を積極的に広げていくことにより、地域ぐるみで防犯活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 安全で安心して暮らせる社会となっています。
- ② 市民一人ひとりが、自分達のまちを自分達で守るという防犯意識を高く持っています。
- ③ 稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、市内の様々な関係機関が連携し、防犯活動の取組みを強固に進めています。

現状

- ① 刑法犯認知件数は、平成17年の稲城市安全・安心まちづくり推進協議会の設立以降、大幅に減少しています。
- ② 人口増加に伴い交番の機能強化や設置を求める市民の声があります。また、振り込め詐欺等の手口が巧妙化し、被害がなくなりません。
- ③ 市内一斉防犯パトロール等を通じて市民の防犯意識の啓発を行なっています。
- ④ 様々な媒体を活用し、防犯情報を提供しています。

課題

- ① 安全で安心なまちづくりを進めるためには、引き続き地域の防犯力の向上が必要です。
- ② 人口増加に伴う交番の機能強化や設置に向けた警視庁への働きかけが必要です。また、振り込め詐欺等の被害防止に向けた対策が必要です。
- ③ 犯罪を防止するためには、引き続き市民への防犯意識の啓発が必要です。
- ④ 地域の目による防犯力を向上させるためには、引き続き様々な媒体を通じた市民への情報提供が必要です。

施策

(1) 地域の防犯力向上

多摩稲城防犯協会や自治会をはじめとする防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等の防犯活動を支援するため、防犯グッズの支給、防犯パトロール車の貸出等を行なうとともに、多摩中央警察署と引き続き連携を図り、地域の防犯力を向上していきます。

(2) 防犯体制の強化

一定規模の体制と権限を持つ交番への機能強化や交番設置、警察官の体制強化等を、警視庁に対して継続的に要望していきます。

また、刑法犯認知件数は減少している中で、被害がなくなる振り込め詐欺等の犯罪被害を防止するための有効な対策を検討していきます。

(3)防犯意識の啓発

市民一人ひとりが自分達のまちは自分達で守るという防犯意識を高く持つことができるように、引き続き市内全域で防犯パトロールを実施するとともに、講演会の開催や、小中学校における安全教育を通して、防犯意識の啓発を行なっていきます。

(4)防犯情報の提供

地域の目による見守りを強固にし、地域の防犯力を向上させるため、市内の犯罪発生状況、不審者情報、振り込め詐欺被害情報等について、防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等をはじめ、市民に対して様々な広報手段を用いて、迅速に提供していきます。

主な事務事業

・防犯対策事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・安全で安心して暮らすための防犯対策について	43.6%	向上	市民意識調査結果。防犯活動・防犯対策に対する市民の満足度を示す指標。
人口千人あたりの刑法犯認知件数	都内市区部で最少	維持	稲城市の安心・安全度を測る指標。

IV. 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

3. 安全で安心な暮らしを守る対策



(5) 安全で安心な消費生活の推進

安全で安心な暮らしを送れるよう、消費者団体等の活動の支援や、消費生活に関する様々な取組みを実施し、市民が「自立した消費者」として「持続可能な消費」について「つかう責任」を意識した消費行動ができるよう働きかけを進めます。

2030年代の稲城

- ① 消費者被害が減少し、市民が安心して暮らせるまちになっています。
- ② 市民一人ひとりが自立した消費者として生活しています。
- ③ 環境や社会、地域に配慮した持続可能な消費が定着しています。

現状

- ① 消費者被害は様々な形態で発生しています。
- ② 消費者講座や暮らしフェスタ等のイベントにおいて啓発や情報提供を行なっています。
- ③ 高齢者・若者・中学生等、対象を絞り、それぞれに即した啓発を行なっています。

課題

- ① 今なお発生し続けている消費者被害に対して、相談体制等の充実を図る必要があります。
- ② 高齢化や成年年齢引き下げに対応した消費者意識の向上が必要です。
- ③ 持続可能な消費についてさらに普及させていく必要があります。

施策

(1) 消費者相談と消費者被害防止

多様化する振り込め詐欺等の特殊詐欺や架空請求による消費者被害、インターネット・SNS等によるトラブル、食品や製品の安全性に関する情報収集や提供を行ない、関係機関等と連携し被害の防止に努めます。

また、発生した被害に対しては、専門の相談員が実施する消費者相談によって、解決を図ります。

(2) 消費者意識向上のための啓発と支援

一般向けの消費者講座やイベント事業のほか、増加する高齢者や成年年齢引き下げの影響が考えられる若年層に対して、それぞれの目的に沿った講座の実施やパンフレットの配布等による啓発を行ない、消費者意識の向上を図り、自立した消費者の育成を進めます。

また、消費者団体等のイベント事業への参加や市民の自主的な活動に対して支援を行ないます。

(3) 主体的な消費行動の促進

人や社会、環境に配慮したサービスを選び消費する等、持続可能な消費を目指して、市民がそれぞれの生活の中で主体的な消費行動を実践できるよう、情報の収集、提供を行ないます。

主な事務事業

・消費生活センター運営事業

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

1. 互いに尊重し合う意識の醸成



市民一人ひとりが互いを大切にし、多様性を認め合う意識を醸成することで、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。また、男女共同参画をはじめとした取り組みを実施することで、一人ひとりの個性や能力が尊重され、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる活力ある社会を推進します。さらに、稲城市平和都市宣言に基づき、平和を尊重する意識の高揚を図る等、稲城市民憲章の理念を土台とした総合的な取り組みにより、平和で友愛に満ちた心豊かなまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、人権意識が根付き、だれもが暮らしやすい差別のない社会が実現し、様々な分野でともに活躍しています。
- ② 平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくるために制定された稲城市民憲章や、稲城市平和都市宣言が、より広く認識されています。
- ③ 性別や世代に関わらず、だれもが個性や能力を十分に発揮できています。

現状

- ① 様々な偏見や差別等による人権侵害や暴力、虐待等の存在が見受けられ、特にインターネット等を悪用した人権侵害等、人権問題が複雑化・困難化してきています。
- ② 稲城市民憲章の普及を図るとともに、稲城市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和に関する事業を実施しています。
- ③ だれもがライフスタイルを柔軟に選択し、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて前進しているものの、男女共同参画意識は必ずしも浸透しているとは言えません。

課題

- ① 偏見及び差別意識の解消や暴力の防止に向けて、多種多様で複雑化・複合化する人権問題について、正しく理解・認識してもらうことが必要です。
- ② 稲城市民憲章・稲城市平和都市宣言は、継続して普及・啓発を図る必要があります。
- ③ 平和に対する意識が希薄化することのないよう、平和意識の啓発を図るとともに、これを共有・継承していく必要があります。
- ④ 性別による役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残っているため、働き方や暮らし方等を見直し、意識を変革していくことが必要です。

施策

(1) 人権意識の啓発・人権相談及び支援の充実

性差や国籍等への偏見、差別による人権侵害、子ども・高齢者等への虐待、障害があることへの差別、配偶者やパートナー等からの暴力、さらに多様な性のあり方に関する差別やインターネット上での誹謗中傷による人権侵害等の様々な人権問題について、市民一人ひとりが理解を深め人権に配慮した行動や考えができるよう、あらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組みます。また、多様化・複雑化する人権問題に関わる相談に対し

て、引き続き相談事業を実施するとともに、適切かつ迅速な対応が図れるよう、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 市民憲章の普及・啓発

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくる活動を積極的に実施できるよう、推進活動を通じて稲城市民憲章の普及・啓発を図ります。

(3) 平和意識の共有と継承

市民一人ひとりが世界の恒久平和を願い、連帯感を持って地域社会の形成に臨めるよう、稲城市民憲章や稲城市平和都市宣言に基づく平和事業を実施し、平和意識を共有するとともに、次世代へ継承していきます。

(4) 性に関する理解・尊重と平等意識の醸成

男女共同参画社会の実現のために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けて、セミナーの実施や情報誌の発行等を通して啓発を図ります。また、ライフスタイルや個人の価値観等も多様化している中、あらゆる分野において女性の活躍が進んでいくよう、引き続き、女性の意欲をバックアップするとともに参画機会の拡大に向けて啓発や情報提供を実施します。

主な事務事業

- ・人権啓発事業
- ・市民憲章運動推進事業
- ・平和都市宣言関係事業
- ・男女平等参画関係事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
審議会等の女性の参画率	28.6%	40.0%	委員会・審議会等への女性の登用状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)	平成28年度～令和7年度	稲城市における男女共同参画を推進するための計画。

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

2. コミュニティの充実と交流の推進



(1) コミュニティの育成支援

市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していく中で、地域課題解決力の向上や魅力的な地域づくりを促進するため、シビックプライド*¹を持って活動する団体等の各種コミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、自治会や市民活動団体等、全てのコミュニティ間における連携・協力を促し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

2030年代の稲城

- ① 住民主体による魅力的な地域づくり活動、住民同士の助け合いや支え合いの活動が活発に展開されています。
- ② 地域の活性化や課題解決の担い手として、自治会や市民活動団体が活動を展開しています。

現状

- ① 自治会活動における地域の担い手不足や市民活動団体の中心的な役割を担ってきたリーダーが高齢化する中で、市民ニーズは多様化し、地域課題も複雑化しています。
- ② 老年人口の増加や生産年齢人口の減少が進む中、団塊世代等の中高年は、地域における市民活動を担うことができるマンパワーとなっています。

課題

- ① 複雑化・多様化する地域課題を地域の連携により解決していくため、自治会や市民活動団体への継続した運営・育成の支援が必要です。
- ② コミュニティを活性化させるため、市民や市民活動団体間における情報共有を図り、連携・協力を促すことが必要です。

施策

(1) 自治会活動及び市民活動に対する支援

自治会が地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向け、防災、環境整備、子どもや高齢者の見守り等、様々な分野における自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援をするとともに、新規の自治会設立や既存自治会への加入促進を支援していきます。さらに、自治会間の連絡や情報交換、課題解決に向けて自主的に組織されている自治会連合会の運営を支援していきます。

また、地域の活性化や課題解決に有効となる市民活動が、円滑に実施・継続されるよう、市民活動団体の中間支援を行なうNPO等の団体と協働し、相談業務や講座を開催する等、支援策のあり方について検討します。また、だれもが使いやすい市民活動の拠点として生活文化施設の利用を促進し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

(2) 市民活動の情報発信と相互理解の促進

市民活動サポートセンターにおいて、多様な市民活動に関する情報を発信するとともに、情

報共有の場を設けることで、市民・市民活動団体間の相互理解を促進し、連携・協力による活動の活性化を図ります。

主な事務事業

- ・自治会関係事業
- ・地域振興プラザ関係事業

用語説明

*1 シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

2. コミュニティの充実と交流の推進



(2) 都市間交流・多文化交流の推進

教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図ります。

また、こうした交流により様々な文化や人と出会い、つながることで、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう交流を推進します。

2030年代の稲城

- ① 国内外の都市との間で、市民が主体となった都市間交流が活発に行なわれています。
- ② 多文化交流を契機として、市民が人生を豊かにするとともに、自分達のまちの魅力を再発見し、地域社会が活性化しています。

現状

- ① 国内の姉妹都市・友好都市とは、Iのまちいなぎ市民まつりにおける出店をはじめ、文化・教育・スポーツ等、様々な分野で交流事業を実施しています。
- ② 稲城市姉妹友好都市交流協会が発足し、姉妹都市及び友好都市との交流が実施されています。
- ③ 市民団体による茶話会やスピーチ発表会の開催等の国際交流事業が実施されており、外国人住民との交流の推進が図られています。

課題

- ① 活力ある地域社会を形成していくため、市民が主体となった自発的な組織との連携を図り、姉妹都市・友好都市との都市間交流を進める必要があります。
- ② 市民が主体となった交流を促進するため、交流に関する情報提供やコーディネート等を行なう必要があります。

施策

(1) 姉妹都市及び友好都市をはじめとした国内の都市との交流の推進

姉妹都市である大空町や友好都市である相馬市、野沢温泉村との交流を推進していきます。さらに、交流に関する情報提供やコーディネートを通じ、市民間の交流を進めていきます。また、観光事業等を通じて連携する周辺自治体や物産販売、災害派遣等を機に交流の広がった関係都市との協力関係を深化させていきます。

(2) 海外の姉妹都市との交流の推進

市民を主体とした団体等と連携し、海外姉妹都市としてフォスターシティ市との交流を推進していきます。フォスターシティ市に関する各種情報提供を行なうとともに、相互の教育・スポーツ・文化・観光等、各分野における交流事業の企画・運営等を通じ、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう市民間の交流を進めていきます。

(3)多文化交流の推進

市内の外国人住民に対して外国語での生活情報の提供に努めるとともに、多文化交流を活発にするため、イベント等を通じた交流の場の提供を支援します。また、これらのイベント等の実施を通して、外国人との交流の機会を設け、多文化交流を推進します。

主な事務事業

- ・姉妹友好都市交流事業

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

3. 市民が参加するまちづくり



(1) 市民と行政の情報の共有

行政に対する市民の理解と信頼を深め、協働を進めるため、市民に分かりやすく確実に伝わるよう行政情報を積極的に発信し、公開していきます。また、市民と行政が密にコミュニケーションを図り、市民ニーズの把握や情報の共有化を進めます。多様化する情報媒体の特性を活かした効果的・効率的な広報・広聴活動を推進していきます。

情報の取扱いにあたっては、個人情報に配慮し、公文書を適正に管理していきます。

2030年代の稲城

- ① 必要な行政情報が市民に最適な手段とタイミングにより的確に伝達されるとともに、行政と市民の双方向性のコミュニケーションが図られています。
- ② 公平で公正な情報の公開を積極的に進めるとともに、個人情報も適正に管理しています。
- ③ 読みやすさ・分かりやすさに配慮し、公文書を適正に管理しています。

現状

- ① 行政からのお知らせが、多様な媒体により提供されています。また、機会を捉えて広聴活動を行なっています。
- ② 稲城市情報公開条例及び稲城市個人情報保護条例をもとに、情報公開制度と個人情報保護制度を適正に運用しています。保有する行政情報をオープンデータとして公開しています。
- ③ 公文書を適正に管理をしているものの、法令用語や専門用語等、分かりにくい文書が見受けられます。公文書のペーパーレス化を進めています。

課題

- ① 広報・広聴業務においては、情報通信技術の進展を踏まえた発信力を強化するとともに、情報格差の解消を図る必要があります。
- ② 積極的に行政情報を公開していく必要があります。
- ③ だれにでもより読みやすく・分かりやすい公文書を作成するとともに、適切な保管体制を整えることが必要です。

施策

(1) 積極的な情報発信と情報共有の強化

今後、多様化する情報媒体の特性を踏まえ、市民が必要とする情報を的確に提供できる仕組みづくりに努め、積極的な情報発信を推進していきます。さらに、市民ニーズの把握に努め、情報共有の強化を図り、課題解決に取り組みます。

(2) 情報公開の充実

市民等が利活用できるよう、行政情報をオープンデータとして積極的に公開していきます。また、情報公開制度に基づき、個人情報に配慮しながら情報の公開を適正に進めていきます。

(3)適正な公文書の管理

だれに対しても見やすく、分かりやすい公文書を作成していくため、文字の大きさや読みやすさに配慮するとともに、よりペーパーレス化が推進されるよう努めながら、適正に公文書の管理を行ないます。

主な事務事業

・タウンミーティング、市民意識調査、市政への提案の実施

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

3. 市民が参加するまちづくり



(2) 市民協働の推進

市民と行政の協働の意識を醸成するため、様々な機会を捉えて、まちづくりへの幅広い市民の参加を促します。

また、シビックプライド*¹を持つ市民や団体と行政が互いの特徴を理解し合って、それぞれの強みを活かし、補い合いながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、地域全体で取り組む協働のまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 行政の計画や施策の策定過程における市民参加や様々な場でのボランティア活動等、幅広い市民参加が進んでいます。
- ② 市民と行政が目的を共有し、協力して活動することで、協働のまちづくりが進められています。

現状

- ① 公募や人材バンク等の活用により、各種審議会・委員会への市民参加を促しています。
- ② 市民の実行委員会によるイベントの実施や、各種事業におけるボランティア・市民団体等と協働した取り組みが行なわれています。

課題

- ① 市民が参加しやすい環境づくりを、さらに進めていく必要があります。
- ② 市民ニーズは多様化・複雑化しており、行政だけでは対応できない課題も出てきており、これらにも対応していく必要があります。

施策

(1) 市民参加の機会の拡充

行政の計画や施策の策定過程への市民の参加、市民の実行委員会によるイベントの企画運営等、あらゆる機会を捉え、市民参加の機会の拡充を図っていきます。さらに、各種会議の情報提供、委員等への市民公募枠設置、人材バンクの活用等、市民が参加しやすい環境づくりに努め、協働の意識の醸成を図ります。

また、ボランティア活動についての情報を提供する等、市民が活動するためのきっかけづくりを行ないます。

(2) 協働のまちづくりの推進

多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、シビックプライドを持って活動する市民の自主性を大切にしながら、市民と行政とがそれぞれの特徴を活かし、互いの持つ情報やアイデアを出し合うことで、共通の課題に一体的に取り組む協働のまちづくりを進めていきます。

用語説明

*1 シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

4. 持続可能な自治体経営



(1) 健全な行財政運営

少子高齢化をはじめとする社会環境の構造的な変化に適応しうよう、新たな視点も取り入れながら、強固かつ柔軟な財政基盤を構築するとともに、将来負担の低減を図ります。また、自治体間連携や官民連携等の様々な手法により、効率的な行政サービスの提供に取り組みます。さらに、新たな市民ニーズにも対応できるよう、事業等の重点化や効率化も念頭に不断の見直しを行ない、健全な行財政運営を進めます。

2030年代の稲城

- ① 受益者負担の適正化等の財源確保の取組みや、事務の効率化の推進等により、持続可能で堅実な行財政運営を行なっています。
- ② 周辺自治体や企業・教育機関との連携により、効率的に行政サービスを提供しています。
- ③ 適切に維持管理することにより、既存施設を有効に活用しています。

現状

- ① 人口増加により税収は増加していますが、少子高齢化に対応する施策の実施や老朽化した施設の改修等のため、扶助費や公債費等の義務的経費の支出が増加しています。また、財源確保の取組みとして、新公会計制度を活用した受益者負担の考え方を取り入れています。
- ② ごみ処理や、墓地の設置等の広域行政課題について、自治体間の連携強化を推進しています。また、防災、防犯、高齢者対策等について企業・教育機関との連携を推進しています。
- ③ 築年数の経過に伴い、施設の老朽化が進んでいるため、状況に応じた改修を行なっています。

課題

- ① 多様な行政需要に応えるため、限られた財源を効率的に活用し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、計画的で持続可能な行財政運営が必要です。
- ② 新たな行政課題についても効率的に対応していくため、周辺自治体や企業・教育機関との連携の強化について、検討を幅広く進める必要があります。
- ③ 施設の改修は行なっているものの、今後も老朽化が進むことから、良好な状態に維持するため、長寿命化を図る必要があります。

施策

(1) 持続可能な行財政運営

事務事業の重点化・効率化については、少子高齢化への対応や発展するICT*¹の活用等、環境の変化に応じた取組みを行ないます。また、持続可能な行財政運営を行なうため、さらなる財源の確保を図るとともに、事業や施設のあり方についても随時検討していきます。

(2) さらなる自治体間連携や官民連携等の推進

ごみ処理等の広域行政課題への対応に加え、新たな行政課題を効率的に処理するため、

周辺自治体とのさらなる広域連携や協力、また、企業や教育機関等との連携や協力を推進していきます。

(3) 既存施設の適正管理

既存施設の効率的かつ有効な活用を図るため、施設の耐用年数を見据えながら、改修の時期及び内容を検討して、費用対効果の高い維持管理を適切に実施することで、施設の長寿命化に努めます。また、改修の際には、利用実態に応じ、だれもが使いやすいように、ユニバーサルデザインを考慮するとともに、環境負荷に配慮した設備の導入も図ります。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
(第2期)稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年度～7年度	まち・ひと・しごと創生法に基づき長期的展望で人口減少と地域経済の縮小を克服するための戦略。
稲城市公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和12年度	公共施設等の現状を整理し、今後の老朽化に対応するための計画。
稲城市市有建築物維持・保全計画	平成26年度～令和15年度	市有建築物の効率的・効果的な修繕・改修等を実施するための計画。

用語説明

*1 ICT: Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI(人工知能:Artificial Intelligence)やRPA(PCで行なう単純作業の自動化:Robotic Process Automation)、IoT(モノのインターネット:Internet of Things)等。

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

4. 持続可能な自治体経営



(2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置

自治体経営に必要な職員の確保と育成に努め、働き方改革の推進や職場環境の整備によって個々の人材を活性化します。あわせて、稲城市の持つ人的資源の能力がより効果的に発揮できる組織体制への最適化を図ることで、組織全体としての生産性を高め、効率的な行政運営を図るとともに、より質の高い行政サービスの実現を目指します。

2030年代の稲城

- ① 多様な人材を揃えながら、職員全体のさらなる能力向上が図られ、市民サービスの充実と市の発展に努めています。
- ② 労働力人口の減少が進む中、ICT*1を利活用しながら、人的資源を最大限に活かす効率的・効果的な組織体制となっています。
- ③ 職員一人ひとりの仕事と生活が調和した生産性の高い組織となり、市民サービスの向上につながっています。

現状

- ① ゼネラリストとスペシャリストのバランスに配慮した人材確保や人材育成に努めているものの、専門性を持つ職員や経験豊富な職員が少なくなっています。
- ② 高度化・複雑化している行政課題の解決にあたり、組織体制の中でチームワークにより対応していくことが求められています。
- ③ 働き方改革の実現を目指し、業務内容や各職場の状況に応じて、具体的な取組みを進めています。

課題

- ① 多様な任用を活用し、有為な人材や専門性を持つ人材の確保に努めるとともに、業務を遂行していくために必要となる能力・技術を持つ人材の計画的な育成が必要です。
- ② 職員の経験・能力・適性を活かしながら、最大限に力を発揮できる組織体制を構築し、職員の実績とキャリアデザインに沿った各種人事施策の推進が必要です。
- ③ 働きやすい職場環境づくりや、PDCAサイクルによる継続的な改善活動により、組織風土の醸成と働き方改革の定着が必要です。

施策

(1) 人材の確保と人材の育成

社会情勢の変化に即応し、行政課題に的確に対応していくため、常勤職員のほか、再任用職員・会計年度任用職員等の多様な任用も行ない、必要となる人材の確保に努めます。また、業務に必要な専門性を育成するとともに、幅広い視野を持ち、新たな発想で積極的に挑戦する職員を育成していきます。そのため、政策形成能力と管理能力の強化を重点に、経営能力・創造能力・協働能力・チャレンジ能力等を向上させる、主体的な能力開発に資する研修の充実を図っていきます。

(2) 人事配置の最適化と意欲を高める人事施策

今後、市民ニーズの多様化や行政課題が高度化することが予想される中、発展するICTを利活用しながら、人的資源を有効に配置することで、持続的な行政サービスを提供できる機能的な組織体制を構築していきます。

また、職員の計画的なキャリア形成と任用・評価・研修・処遇が結び付いた人事マネジメントにより、職員の意欲向上を可能とする人事施策を進めていきます。

(3) 働き方改革の推進

PDCAサイクルに基づいた継続的な業務改善による仕事の質の向上や、職員の生活状況を総合的に考慮しながら、柔軟で効率的な職場環境を整備することにより、仕事と生活の調和が図られ、職員一人ひとりが活躍できるとともに、チームとして取り組むことのできる組織となるよう、働き方改革を推進していきます。

主な事務事業

・稲城市職員における働き方改革

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市職員人材育成基本方針	平成16年度～	能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的・方策を示した方針。
稲城市特定事業主行動計画	令和2年度～6年度	仕事と子育ての両立、生活の調和が可能な職場環境を実現するための方策をまとめた計画。
稲城市職員働き方改革基本方針	平成30年度～	働きやすい職場環境を整備し、能力を發揮できる働き方の実現を目指す方針。

用語説明

*1 ICT: Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI(人工知能:Artificial Intelligence)やRPA(PCで行なう単純作業の自動化:Robotic Process Automation)、IoT(モノのインターネット:Internet of Things)等。

V. 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

4. 持続可能な自治体経営



(3) 情報システムを活用した行政サービスの向上

AIやRPA等の発展し続けるICT*¹やマイナンバーカード*²を利活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化を図ります。

また、多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスの提供を可能とする事務処理環境の整備に努めていきます。

2030年代の稲城

- ① ICTの発展に伴う情報環境の変化に対応しながら、業務の効率化、市民サービス及び情報セキュリティの向上に努めています。
- ② マイナンバーカードを利活用し、行政手続きのオンライン化等による市民サービスの向上、事務の効率化が図られています。

現状

- ① 多様化する市民ニーズに対応するため、業務システムの運用を行ないながら、事務の効率化及び市民サービスの向上を図っています。
- ② コンビニ交付の導入等、マイナンバーカードの利活用に取り組んでいます。

課題

- ① 多様化する市民ニーズや今後見込まれる労働力人口の減少にも対応し、市民サービスを持続できるシステムの運用や体制づくりが必要です。
- ② 市民サービスの向上や事務の効率化を図るため、さらなるマイナンバーカードの利活用を推進すること等が必要です。

施策

(1) ICTの利活用の推進

市民ニーズが多様化し、労働力人口の減少が今後見込まれる中においても、質の高い市民サービスを持続していくため、業務システムの効率化に加え、AIやRPA等の発展するICTを活用した事務処理環境の整備を検討します。

また、ICTの利活用を推進するにあたり、適切な情報資産の管理と高い情報セキュリティの維持にも努めます。

(2) マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの普及状況に応じて、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図り、国の推進するマイナポータル*³等の活用も視野に入れた、市民の利便性の向上につながる行政手続きのオンライン化、ワンストップ化のほか、マイナンバーカードの利活用の多様化等についての検討を進めます。

また、マイナンバーの利活用を推進するにあたり、セキュリティの維持にも努めます。

用語説明

- *¹ ICT: Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI(人工知能:Artificial Intelligence)やRPA(PCで行なう単純作業の自動化:Robotic Process Automation)、IoT(モノのインターネット:Internet of Things)等。
- *² マイナンバーカード:住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行なう際の番号確認に利用できる。
- *³ マイナポータル:政府が運営するオンラインサービス。マイナンバーカードを利用して、電子申請や行政機関が保有する個人情報の確認等、様々なサービスの利用が可能。